

平成30年第4回東大和市議会定例会会議録第23号

平成30年12月6日（木曜日）

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 7番 | 関田貢君 | 8番 | 中村庄一郎君 |
| 9番 | 和地仁美君 | 10番 | 根岸聡彦君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君 | 16番 | 佐竹康彦君 |
| 17番 | 荒幡伸一君 | 18番 | 中間建二君 |
| 19番 | 東口正美君 | 20番 | 木戸岡秀彦君 |
| 21番 | 床鍋義博君 | 22番 | 中野志乃夫君 |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 高石健太君 |

出席説明員（32名）

| | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 田代雄己君 |
| 総務部長 | 阿部晴彦君 | 市民部長 | 村上敏彰君 |
| 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 | 福祉部長 | 田口茂夫君 |
| 福祉部参事 | 伊野宮崇君 | 環境部長 | 松本幹男君 |
| 都市建設部長 | 直井亨君 | 学校教育部長 | 田村美砂君 |
| 学校教育部参事 | 佐藤洋士君 | 社会教育部長 | 小俣学君 |
| 企画課長 | 荒井亮二君 | 企画財政部副参事 | 星野宏徳君 |
| 財政課長 | 川口荘一君 | 総務管財課長 | 岩本尚史君 |
| 市民課長 | 山田茂人君 | 保険年金課長 | 越中洋君 |
| 市民部副参事 | 岩野秀夫君 | 地域振興課長 | 大法努君 |

保 育 課 長 関 田 孝 志 君
障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
教 育 総 務 課 長 石 川 博 隆 君
給 食 課 長 斎 藤 謙 二 郎 君

生 活 福 祉 課 長 川 田 貴 之 君
環 境 課 長 宮 鍋 和 志 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
学 校 教 育 部 副 参 事 吉 岡 琢 真 君
中 央 図 書 館 長 當 摩 弘 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 和地仁美君

○議長（押本 修君） 昨日に続き、9番、和地仁美議員の一般質問を行います。

○9番（和地仁美君） おはようございます。昨日に引き続き、再質問させていただきます。

本日は2つ目の項目、学校給食センターについてから行わせていただきます。

昨日の市長答弁並びに教育長答弁では、民間事業者調理業務を委託した効果として、民間事業者の実績やノウハウが生かされ、調理の向上及び効率化が図れたという御答弁でしたが、費用対効果という点から見てはどのような評価をされているのか、またさまざま調理業務の専門のプロに委託したような効果というような点について、もう少し具体的に教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 費用対効果についてであります。細かい点では職員の労務管理などで、臨時職員等の急な休みの場合の交代要員の選定、配置や臨時職員等の給与計算の際の出退勤管理、退職に伴う募集など、委託事業者におきましても専門部門等が行っておりまして、スムーズな人員補充が行われております。また、今まで動線では工程表の作成を栄養士が行っていましたが、調理配膳委託事業者自身が行うことにより、栄養士の残業時間が減ったとともに、食育にかかる時間を確保できたことなどがございます。その他といたしましては、多くの自治体で業務を請け負っている実績から、大量調理の技術や工夫は調理時間などの短縮にも効果があると見られます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今までみずからやっていた業務を、少し委託業者のほうで請け負ってくれることでの業務の低減というか、そういうところの効果が多いのかなというふうな印象です。東大和市の学校給食についての位置づけについても、壇上でも述べさせていただきましたが、市民、すなわち市内での評価も重要ですけども、住みたいまち、住み続けたいまち、もしくは日本一子育てしやすいまちを目指している東大和市としては、都内や近隣他市との比較といった外部との比較してどうかというような点、俯瞰的な視点というものも必要だというふうに思っておりますが、まず数値的な、いわゆる客観性のある対比からちょっと確認させていただきたいんですが、そういった施策などで俯瞰的な視点を持って行うというようなことについてですね……ごめんなさい、もう一度やらせてください。

俯瞰的な指摘をもって施策などを検討すべきだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 俯瞰的なものでございますが、さまざまな、そうですね、資料等ございますので、そういったものを参考に東大和市の位置づけ、どんな感じになっているのかということは必要であると認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 東京都の教育委員会が毎年公表している東京都における学校給食の実態というものがありますが、今現在、公表されているのは29年度版ですので、28年度の実績がそちらでは示されております。こ

ここで示されているのは28年度ですので、食育の回数については、以前、食育を一般質問で取り上げさせていただいたときに、回数が少ない背景というものは御答弁いただいております、新学校給食センターの稼働に伴うことで、なかなか栄養士の方が、そういったことに時間が割けないという特別な状況があったということは一定の理解はしております。

この東京都の教育委員会の資料では、活動の場という形で、学級活動、給食時間、学校行事というふうに食育の活動の場は分類されております、指導内容については地場産物、それから日本の伝統文化、世界の食文化というふうに分類されております。今は28年度の実績しか公表されておられませんので、今年度については栄養士が食育に時間をとれているという御答弁があったと思いますが、これらの分類で見たときには東大和市の実績はどのようになっているのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） これらの平成29年度の実績でございますが、地場産物が2校、日本の伝統文化及び世界の食文化がゼロ校でございます。平成30年度につきましては、現時点で地場産物が4校、日本の伝統文化が1校でございます。なお、東大和市におきましては、この3区分以外に栄養士が学校訪問をして行う食育につきまして、3色食品群、よくかむこと、目の愛護デー、給食ができるまでなど、平成30年度は学校数として10校、クラス数では既に45クラス以上、実施しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 食育のことを取り上げさせていただいたときに、食育をやっている学校が非常に偏りがあるという点を指摘させていただいてますが、学校数としては30年度は10校、クラスは既に45クラスやっているということですが、この点に偏りが無いかという点と、あと今いろいろ東大和市としてやっている3色食品群、よくかむことなど、給食ができるまでといった、まあそういったユニークなどうか、食育をやっているという御答弁でしたので、そういった勉強した後、それを実際に食べる、給食でメニューに反映されて、学んだことを実際の給食で体験できるというような、そういった取り組みをしてるか、その2点について教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まず食育の学校ごとの偏りでございますが、平成30年度は全小中学校へ食育内容を例示した案内通知を出しまして、小学校におきましてはほぼ全校実施できております。引き続き努力してまいります。

2点目の給食のメニューと食育のリンクの点でございますが、基本的には食育を4時限目に実施しており、当日の給食献立で説明をします。例えばよくかむことでは、6月の歯と口の健康週間に合わせて、根菜入りショウガ汁や鳥ゴボウ御飯などを提供して、よくかむことにより歯の健康、肥満防止、脳の働きをよくするなどの食育を行っております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 4時限目に食育をして、その学んだ内容を実際のメニューで体験をするというような取り組みがされているということで、それは非常にいいことだなというふうに思いました。

また、同じく東京都の教育委員会の資料、先ほど言いました学校給食の資料ですけれども、特色ある学校給食活動として、学校内における活動の中に異なる学年と一緒に給食をとる交流給食、それから行事給食、選択給食と分類されていて、あと家庭、地域との連携を図る活動としては、親子給食、それから招待給食、試食会、試食会はかなりやられているという形で御答弁いただいておりますけれども、それらの分類がされておりますけれども、この点での分類ごとの東大和市の実績について教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 平成29年度の実績となりますが、現在、交流給食が4校、行事給食及び選択給食はゼロ校でございます。平成30年度の実績は、まだ集計してございません。

なお、この調査でいう行事給食の区分につきましては、児童・生徒会や各種委員会等の学校行事に伴う給食を言うとなってございまして、給食センターで実施している例えば七夕、十五夜、冬至などの行事給食は該当しないということになってございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ここ数年、いろんな学校で周年式典が開催されておまして、自分の学校ができて、先日は50歳の誕生日という形で祝うというような形をやられていた学校がありましたけれども、周年行事のときとかはちょっとお祝いのメニューが市内全体で出て、どこの学校が何周年だよみたいな気づきというのもあってもいいのかなというような気がしておりますので、その点も御考慮いただけたらなというふうに思っております。

それで、学校給食法においては、学校給食の目標として7点、挙げられています。1点目が適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。2点目が日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことというふうになっております。この7点の目標について、東大和市、せっかく新学校給食センター、つくったわけですから、これらの目標について、照らし合わせて達成している点、まだちょっと課題が残っている点、この7つの給食の目標に照らし合わせた実態について教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食法に定めのある7項目についてでございますが、いずれの項目におきましても食育事業の回数の増に伴い、向上していると認識しております。例えば食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであること、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられてることで、社会科見学、食育事業におきまして、いただきますは命をいただく、ごちそうさまはつくってくれた人への感謝をあらわす言葉であること。また、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことでは、地場産の食育において生産者の顔が見えることによる安心感、遠方からの場合には流通に時間がかかり鮮度が落ちてしまう、そういったことに力を入れてございます。

一方、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うことでは、楽しい給食時間となるよう必要な栄養価を確保した上で見た目をよくすること、子供が好きな献立をできるだけ取り入れているところではございますが、さらに楽しい給食時間とするためには各学校の協力が必要と考えており、そういった点で課題があると考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 栄養という点では、きちんとカロリー計算や栄養分析でメニューつくられていると思いますので、その点は栄養士の方のほうで担保していただいているのかなというふうに思いますけれども、今少し課題という点で挙げられた明るい社交性及び協同の精神を養うことというような点については、先ほど異なる学年と一緒に給食をとる、交流給食については実績が少ないということをお答えいただいていると思いますけ

れども、給食の時間は非常に限られておりますが、個々食器になってよかった面もありますけれども、配膳に少し時間がかかるということで、低学年の学年の保護者の方から、本当の一例として焼きそばパンというメニューがあったらいいんですけども、1年生、焼きそばをこのパンに、背割れコッペパンですね、そこに挟むような指示だったようですけど、1年生それできないので、パンの上にはばさっと焼きそばを、こう盛って、何が何だかみたいなのを、ちょうど授業の公開のときで、保護者の皆さん見てるところで、パンの上に焼きそばをよそってるというような給食の様子を見て、ちょっと心配されていたというお声を受けました。交流給食などを行うことで、先ほどの給食の目標の社交性であったり協同というところも担保できて、なおかつおいしい給食を、おいしそうに見える状態で食べれると思いますので、そういった点もいろいろ工夫をして、この目標を達成できるようにしていただければなというふうに思っております。

また、いろいろと栄養教諭の指導参画状況と特色ある学校給食活動という形で、先ほどの東京都の資料でありますけれども、これについて課題というものを先ほど何点か挙げてもらいましたが、学校給食センターを新設したことに伴って、これらの点で旧学校給食センターでやっていたときよりも、こういうことが向上できるんじゃないかという形で具体的に検討されていることはあるのか、その点について伺いたいと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 向上についての具体的検討ですが、やはり学校と連携した食育の推進、非常に大事であると考えております。給食センターにおきましては、栄養士が学校訪問して行う食育、行事食の提供、校内放送の原稿の提供など行っておりますが、給食センターからの学校への一方的なものではなく、学校からの意見を取り入れ、相互に連携することによりましてその効果が発揮されると考えております。

平成29年度は市内全校の養護教諭と連携いたしまして、食育研究授業として食物アレルギーに関する授業を実施し、東京都小学校食育研究会において発表を行わせていただいております。平成30年度は学校とさらに連携して、給食の下準備を児童が行うグリンピースのさやむき、12月に提供予定ですけれども、芸術の秋にちなんで児童・生徒が書いたイラストを、コロッケにプリントして提供するなどの食育事業を新たに展開してるところではございます。

来年度に向けて、現在、栄養士は関係部署と調整を図り、食育の進め方について検討を初めているところではございます。今後も学校と連携し、栄養士に食育や特色ある学校給食活動への協力に努め、それらの向上を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 一番最初に再質問で取り上げさせていただいた、いわゆる費用対効果というところで、業務の効率化が図れて、いわゆる人手、時間というところにゆとりが出たことにおける効果なのかなと思いましたが、今御答弁いただきました都内での小学校食育研究授業というところで発表するというような取り組みも達成できたようですので、さらにこの新学校給食センター開設のメリットというか、効果を存分に発揮していただければなというふうに思っております。

あと数字で見れる比較という点では、残菜率については一つ目安になると思いますけれども、それ以外に給食費ということについても、近隣他市、都内、外部との比較というのができると思います。教育長答弁では、小学校低学年、中学年において、26市中、当市の給食費は25番目に安いという言い方をすればいいんでしょうかね、一番安いほうから下から2つ目。それから、中学校は22番目という低い水準で、一番高い自治体とは1食当たり50円程度の差があるという御答弁でした。

給食費は食材費として徴収されていると思いますが、実際には給食費の納入は100%ではないという実態は、

毎年度の決算報告などでも確認ができる状態です。全部納められていない材料費合計を全員分つくらなければいけないというのが実態だと思いますけれども、実際には1食当たりの食材費は徴収している額の満額で、メニュー自体は決められているのか。それから、規定の食費というものが1食当たり換算で東大和市はやってるという形になってると思いますが、実際の材料費はその規定と比較して幾らとなっているのか、その点について教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 給食、献立を立てる際の食材費の考え方でございますけども、基本的には例年発生する野菜高騰などを念頭に置いた上で、原則として給食費として納めていただいたものを、全額使用する予定で献立を立てております。例えば、ただ中学生1食当たりの給食費は272円となっておりますが、原則としてその99%、約269円を目安に食材を購入してございます。あと学年ごとにも違うんですけども、そういった点につきましては配食料で調整をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしますと1食当たり、今例示に出していただいた中学生1食当たり272円という材料費を徴収しているけれども、実際は269円の材料でつくっていると。その原因は、先ほど私のほうが述べた、いわゆる納入率100%ではないということよりも、野菜の高騰といった食材の価格の変動を考慮しての、満額使っちゃって足りなくなると困るかなというところで、269円というふうに理解をしました。

教育長答弁では、一番高い自治体という形で、約1食当たり50円の差があるということでしたが、26市の平均ということと比較も、私させていただいてみましたら、平均と比較しても約30円ですね、どの小学校低学年とか幾つか区分があると思いますが、大体どの区分でも約平均より30円、1食当たり安いという形になっておりました。この安い給食費ということは、いいことという見方もありますが、一方でこれの弊害というものはないのか、その点について教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食におきましては、学校給食栄養摂取基準など、基準等を満たしておりますが、予算の範囲の中では使用予定の食材が賄えないことで、他の食材で工夫して提供するなどの対応を図ることもございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 本来使うべき材料であるものを、ほかの材料で代用してっていうような形で対応されてると思いますけれども、そういった工夫、材料の工夫というのも一つの学びにはなるとは思いますが、本物という点でいうとちょっと違うのかなというふうに思います。これらの安い、平均よりも30円も安いという給食費についての見直しの検討というものはしたことがあるのか、あとは実際に献立を立てる栄養士さんの方がいろいろと御苦勞をいただいているように思いますけれども、こういった栄養士の方から給食費についての要望はないのか、その点について教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 現在の献立に追加ができれば、なおよいの観点で栄養士と検討した中では、例えば1食10円となりますが、1食10円プラスいたしますと、生の果物、月一、二回だったものが三、四回、ピーマンなどのちょっと価格が高いものを使用して彩りをよくする。冷凍ホールコーンなどは安全性を確認した上で、タイなどの外国産を使用しておりますが、国産が使用できるパンの種類を、標準パン、食パンとかコッペ、丸パンでございますが、それ以外にパンパン、ブドウパン、ソフトフランスなどを取り入れることができる。あと子供たちが好きな牛乳以外のコーヒーミルクや乳飲料の回数を、現在は二、三カ月に1回でございますが、月1回に提供するなど、合計、月約200円、1食当たり10円ですね、上がるといったことも考えら

れますが、現時点では今ある給食費で、まずはできるだけのことをやるといった創意工夫を重ねているところ
でございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今は1食当たり10円上げれば、こんなことができるよという可能性について御答弁いた
だいたと思います。先ほど私も申し上げましたとおり、平均と比較しても30円差がある中で、今10円上げたら
こんなにできるということでしたから、30円上げて平均までやれば、もっといろんな可能性があるのかなとい
うふうに思います。以前も給食などのことで、私、取り上げました友好都市、喜多方市の喜多方米は再導入で
きない理由として2点挙げられてたと思います。1点が価格の問題、2点目が保護者の方から先に給食で出す
よりも、一般的な流通のほうを先行してやってほしいといった、いわゆる心配ですよね。安全性に対する心配
という2点を挙げられたと思いますが、この給食費を平均程度まで上げれば、この喜多方米の導入というもの
も、全ての米飯給食ではなくても、月に1回、もしくは節目、節目で友好都市が喜多方市だよということを、
気づけるようなタイミングで導入することは可能ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 喜多方米の使用についてはございますけども、給食費の見直しにより使用する
ことは可能であると認識しております。ただ、今議員からお話のありました2点、踏まえまして、あと現在お
米の選定におきましては、安定供給という点を考えまして、近隣からお米を選定しているなどの理由や経緯が
ございますので、喜多方米を取り入れる場合は、そういったことを考慮しながら検討する必要があると考えて
おります。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先ほどさまざまな材料が、給食費が安いということで輸入品に頼っている、本来であ
れば国産品を使いたいけれども輸入品を、先ほどコーンなどは、冷凍コーンはタイからの、タイ産のものを使
てるというお話もありましたけれども、いろいろ食品については心配をすれば切りがない部分もありますけ
れども、基本的には国の基準や、さまざまな基準をクリアしたものを使うという前提でやっておりますので、そ
ういった喜多方米を使うことで学びとなるような点についても、ぜひもう一度、再考いただいて、毎回とは言
わず、節目の年、例えば喜多方市と友好都市締結をした月の1回の米飯であるとか、そんなようなくあいも
一つ考慮していただければなと思います。

次に、数値的にちょっとなかなかはかれないおいしさというものがあると思うんですが、非常に手づくりも
多く、おいしかったという形でアンケートなどでは御好評を得ているという御答弁だったと思いますけれど、
残念ながら私のほうにはおいしくないから残してしまうことが多いというようなお声も来ております。ただ、
おいしさというものは、ちょっと各個人個人の違いもありますし、その点についてはちょっと数値的にはは
かれるものではないというふうに思っておりますが、残菜率も一つ、その残してしまうという残菜率があると思
いますが、当市の残菜率というのは、ほかの自治体と比べてどのような状況であるか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 多摩地区の共同調理場方式での平均は、おおむね10%程度となっております。
平成29年度の東大和市の小学校平均は7.5%、中学校は12.3%となっており、合計平均で9.13%、若干ではご
ざいますけども、よい状態にあると認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしますと、残菜率については、ちょっと中学生が高いのかなというふうに思いま
すが、小学校はおおむね平均以下という形になっているのかなというふうに思います。ずっと東大和市の給食し

か食べていない子供は、そこが基準になりますので、そこがおいしくない、昨日もちょっと以前よりよいなどというのが個人的な感想で、おいしくいただきいただきました。ただ、先生たちって東京都内のいろんな自治体をぐるぐる異動されてますから、いろんな自治体の給食を食べてらっしゃると思います。そういったいろんなところの学校給食を知ってる先生たちに、東大和市の学校給食どうですかという形で確認していただいて、それを比較検討して今後に活かしていくというような取り組みをしていただきたいと思うんですが、そういった取り組みはされてるんでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校訪問をした際に、給食委員からお話を伺ってはおりますが、おおむね好評であると捉えております。一方で、学校長等による検食の際に、検食簿にコメント欄がございまして、味つけや組み合わせなどに御意見をいただいております。その都度、参考としているところでございます。給食委員による他市との比較評価、こういったことにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ぜひ、そういった取り組みもしていただきたいと思いますが、当市の給食費は何度も申し上げて申しわけないんですけども、26市中、最低限の安い給食費という中で、教育長が御答弁では、他市と比較しても充実しているというような内容があったと思います。いろいろと施策については市内での、内部での評価というものもあると思いますけれども、例えば子育て施策についても、いろいろ東大和市、取り組んできて頑張っているということはあって、その中でまた日経B Pというような外部評価を受けたことによって、改めて自分たちの取り組みが間違っていなかった、もしくは効果があった、誇れるものだという自信や、あと市民にも非常に知っていただけるようなよい機会になったなというふうに思っております。

学校給食センター建設について、私も何度か質問を取り上げさせていただいて、せっかくこれだけ投資をするのだから、それが非常に生きるような形で示してほしいというような問いかけに対して、学校給食甲子園で優勝するというようなことを、ひとつ目指していただければどうかと言ったら、ぜひという前向きな御答弁をいただいたと思いますけれども、学校給食についてそういった外部の評価を受けるような挑戦ということは、検討されてないんでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 新しいセンターも完成いたしましたし、衛生面を含め、他市と比較しても充実しているとは考えております。児童・生徒の皆さんに安全・安心な給食を届けるということが第一ではありますが、今議員からお話のございました客観的な評価も重要であると考えておりますので、そういった挑戦は今後も必要であると認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そう遠くない将来に、いい成績で学校給食甲子園で成績をとったというニュースを、ぜひ聞きたいなというふうに思っておりますので、その上で給食費というところについても、現実的な視点で見直しをするというような形も、少し取り入れていただいてもいいのではないかなというふうに思っております。

最後に、1点、この新学校給食センターの一つの目玉として、災害時の炊き出し機能というものを備えたところがあったと思いますが、日ごろの点検などをしているという御答弁はありましたけれども、実際に災害時を想定した形で調理をして、それをどのように避難所とか市民の方に配布をするかというようなシミュレーションを立てて、いわゆる訓練ですよね、実地訓練というか、実際の訓練というものはされているのでしょうか。また、そういったマニュアルというものはもうできてるのでしょうか、その点について教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 現時点では、災害対策本部からの指示を受けて組織的に対応することとなっております。状況に応じまして、食材や調理配膳業務委託事業者においても本部から指示を受け、調理などを行うこととしております。施設内におきましては、食材の誘致、運搬経路等を確認しております。今後も災害どきの役割分担や対応等について、市職員と事業者間において確認及び訓練が必要と考えております。ただ、現時点では災害どきの動線図等がございますけれども、マニュアルといったものはございません。今後、関係課や調理配膳業務委託事業者と調整し、作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ここ近年は、やっぱり気象の非常な変更による思わぬ災害というものが起きておりますし、地震についてもいつ起こるかということがわからないような状況の中で、やはり新学校給食センターを建てたということの一つの市民が受ける恩恵としては、災害時の炊き出しという機能というものがありますので、そこがちょっと混乱して使えないような、もしくはおくれをとってしまうようなことのないように、一刻も早く実働できるようなマニュアルを整えていただいて、それが市民の助けになるような形で機能するように、準備を急いでいただきたいなというふうに思います。それは教育委員会だけでなく、市長部局のほうの防災担当のほうと連携してやっていただければなというふうに思っております。

いろいろと新学校給食センター稼働後の状況について伺いましたけれども、よく費用対効果というふうにいるような事業で、質問で受けると思います。ROIのことだと思うんですが、リターン・オン・インベストメントで、投資に対してどれだけリターンがあるということを、日本語によく費用対効果みたいにあらわす場合もありますけれども、今伺ったものというものは、まず第1段階のいわゆる給食をつくっている提供側の効率化という形で、そこには恩恵があるのかなという確認がしました。じゃ、実際の税金を払ったり、給食費を払っている子供たち、市民に対してのリターンというものが、まだそんなに明確化というか、実感が湧くというところまでいってないのかなと思います。多額の投資をした新学校給食センターの投資に対して、どれだけ市民がリターンを受けれるかという、そういった視点での次のステップに、ぜひいっていただきたいな。効率化も間接的には効果ですが、それを実感できるような形にまで、次のステップにぜひ進んでいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

次は、最後の学校教育についてお尋ねしたいと思いますが、教育長答弁では児童・生徒1人当たりの教育費については、平成29年度では児童1人当たりが26万8,000円、生徒1人当たりが約30万5,000円となっているというふうな御答弁でした。この額の内容について教えていただきたいんですが、いろいろないわゆる消費的支出、資本的支出と、いわゆる額の正確性があると思いますが、その内容について再度、御確認させていただきます。

○学校教育部長（田村美砂君） 今議員のほうからお話がありました、これらの数値につきましては、毎年、東京都を通じて国が行っています地方教育調査に基づき算出したものでございます。額の内容といたしましては、当該年度の学校教育に係る支出である消費的支出、資本的支出、債務償還費の合計額をそれぞれ児童数、生徒数で除して算出したものでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今御答弁で紹介いただいた調査結果ですけれども、私も見させていただきました。最新のものは、昨年度公表された平成28年度の内容となっておりますが、この報告書では平成28年度の東大和市の

小学生1人当たりの支出額は都内市区町村において20位、そして中学生においては33位と一見、真ん中より上のほうになっていて、いい状況かなというふうに思っただけですが、内容を詳細に見てみますと、資金的支出が非常に高くなっていることによって順位を押し上げている。これは、いわゆる学校給食センターの建設などの費用が、1人当たりの教育費というものを高く見せているのかなというふうに思います。

一方で、この消費的支出というものについて見てみますと、児童、いわゆる小学生は都内市区町村で下から7番目の56位、生徒は下から14番目の49位という形になっております。東京都の26市の児童1人当たりの平均が21万8,427円のところ、当市は17万721円、生徒1人については平均が22万1,720円のところ、当市は20万8,292円と平均よりも低い状況にあります。この資金的支出というものが充実、増額するとした場合、どのような効果が予測できるのかについて教えてください。

ああ、ごめんなさい、消費的支出です。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 今議員のほうからありました、この消費的支出が充実することによって、どのような効果があるかということですが、この消費的支出というものは、原則といたしまして例年、経常的に支出する経費のことを指しまして、内訳としましては人件費、教育活動費、管理費、補助活動費、所定支払金がございます。これらが含まれている消費的支出が充実するということは、児童・生徒の教育の充実に資するものだとして認識しております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** 今項目で言っていたら、人件費、教育活動費という形で言っていたら、もう少しちょっと、それは具体的に学校の中でどういうものに充足させることができるのか、どういうことに充足できることがあるのかということについて教えてください。

○**学校教育部長（田村美砂君）** こちらの消費的支出の今読み上げました内訳についてでございますけれども、人件費のほうは学校にかかわる補助職員なども含めた人件費でございます。教育活動費につきましては、児童・生徒に対する教育活動及びその補助のために支出する費用、それから学校施設等の管理・維持、それから修繕に支出するものが管理費となります。それから、給食活動、衛生活動を内訳とする内容のものが補助活動費、それから研究会負担金等を内訳とするものが所定支払金ということになってございます。これらのものを他市と比較をしてみますと、人件費については中位程度にあるとなっておりまして、それ以外のものにつきましては下位層の位置にあるといった状況でございます。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** 消費的支出に分類されるような内容というのは、実際の生徒・児童、子供たちの受ける授業の充実である。それは人の充実であったり、あとは受けることのできる体験、経験の充実というところに関連してくるのかなというふうな理解をしました。

それで、東大和市は実際に財政的にゆとりがない状況だということは、いろいろな場面で聞きますし、いろいろな数値でも確認はさせていただいておりますが、平成28年度の建築費を除いた教育費の基準財政需要額に対する比率というものも、この東京都の教育委員会の資料では見れるんですけども、中学校では東京都の平均が2.79、いわゆる最低限必要とされている額の2.79倍は、各自治体が中学校の教育費に割いている。26市の平均は2.04、それから東大和市はそれに対して2.10というふうに、中学校では多少よいんですけども、小学校で見ますと都の平均が2.53、26市の平均が2.1、東大和市は1.73という形になっております。要するに、基準財政需要額、最低限必要な教育費に対して2倍は大体平均的に各自治体、教育費に割いている状況ですけれ

ども、日本一子育てしやすいまちを目指すようになって、こういった予算の使い方に対する考え方に変化は生じているのか、その点について教えてください。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 教育費の基準財政需要額に対する比率でございますけれども、ただいま議員がおっしゃるとおり平成28年度の東大和市の小学校の比率が、東京都の平均には達していないという状況でございます。これを数値の変化を経年で見てみましたが、平成26年度は1.38、平成27年度は1.52、平成28年度は1.73となっておりますが、単年度で見ますと東京都の平均に比べ低いという状態にはありますけれども、経年で見ますと徐々にではあります、基準財政需要額に対する市の支出金の比率が上がってきているともとられるかなと思っております。これらにつきまして、教育費について充実が図られてきていることの傾向と捉えております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** 年々、少しずつ上がってきているということですが、小学校に対しては一番高くなったところで1.73、都の平均は2を、2倍を超えていますので、要するに1.73倍しかないというのが小学校の状況ですが、この辺についての市長部局の考え方について、短目にお聞きしたいんですが、子育て日本一目指している中で、この教育費に対しての考え方を教えてください。

○**企画財政部長（田代雄己君）** 市長部局の教育の考え方ということでございますけれども、これまでも建築費になりますけれども、学校の耐震化や教室の冷房化、トイレの洋式化などに取り組むとともに、こちら人件費に区分されるかと思っておりますけれども、ティームティーチャーの配置や学習支援員の配置などを行ってきたところでございます。市長の重要施策でもあります、日本一子育てしやすいまちづくりということで、学校教育の充実も大変重要なものだと思っております。今後も厳しい財政状況が続くことは見込まれておりますけれども、日本一子育てしやすいまちづくりを目指しまして、学校教育の充実につながる取り組みに対しましては、その効果等を確認した上で、可能な限り予算化に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** お金をかければいいというものでもないと思いますが、お金がないとできないということもありますので、やはり日本一を目指しているのですから、せめて平均、そこを目指していただければなどというふうに思っております。

それから、教育については、やはり先生たち、いわゆる人につく部分という要素も多いと思います。やはり優秀な先生たちに、東大和市でぜひ教えたいなというふうに思っていたらいいなと思うんですが、先日、厚生文教委員会のほうで授業のほうを視察させていただいて、これから本格的に導入される小学校の英語の授業を見させていただきました。今年度、東京都のほうでは英語教育推進リーダーですかね、そういった特別な海外にも留学をしていただいて、そういったスキルをつけていただく、リーダー的となる先生をつくるという企画をして、そちらに参加をされた非常に若い優秀な先生が学校全体をリードして、いい雰囲気、ほかの先生たちもいい雰囲気、これからの英語教育に向かっているなというのを見たんですが、こういう先生も異動してしまう可能性があるわけですね。やはり東大和市の学校の教育に対する考え方や環境に共感して、東大和市にとどまりたいと思った方を募るとというのが、先日、10月に行われていた東大和市立小中学校の教員公募というのがあるんですけれども、これの公募に対する応募状況、東大和市でぜひやりたいという先生がどれくらいいらっしゃるのか、その辺について教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 当市の公募の状況についてであります、過去3年間の実績としましては、

平成27年度に4人、28年度、5人、29年度、5人、公募により採用をしてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 応募された方は、いろいろと通勤しやすいとか、そういったこともあると思いますが、この応募に際しては、東大和市の教育に対する考え方の論文を出していただいていると思うんですけども、それが募集要項に載っておりました。ぜひ、東大和市の教育に携わりたいって思っただけの先生がふえるように、環境面についてもいろいろと整えていただきたいと思いますが、一つの環境面のおくれとして御答弁にあったICT環境なんですけれども、東大和市が、上を見れば切りないんですけども、一定程度、ここまでを整えなきゃいけないというICT環境を整えるには、大体幾らぐらいの予算が必要か、その点について教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 国の示した基準をもとに考えますと、児童・生徒の学習用コンピューターを3クラスにクラス分、もし整えるとすれば、およそ15億円程度必要と考えています。

以上です。

○9番（和地仁美君） 15億という非常に大きな額がかかるということがわかりました。今がおくれているから、それだけかかるのかなという部分もありますけれども、東大和市の教育環境については、いろいろと課題があるようなことを耳にします。ほかの議員の方の一般質問でも、教育の制度についての可能性について確認されたと思いますが、やはり先立つものも一定程度は整えて、なおかつ工夫のできる制度というものもう一度研究をして、東大和市の教育を、やはり日本一子育てしやすいまちに見合った内容にしていだけるよう、教育委員会の努力もそうですが、ぜひ市長部局のほうも今の現状をきちんと見詰めて、これを少しでもよい形にできるよう、バックアップしていただけるような体制を整えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○議長（押本 修君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目は、エネルギーの地産地消の研究・検討についてということであります。

これはまず、必ず来るのは間違いないんですけども、大震災などの災害時緊急対応はもちろん、節電等の対応も含め、具体的には福山県みやま市というところの事例が、非常にいい例なんですけども、エネルギーの地産地消の研究・検討をぜひして見る必要があるんじゃないかということでもあります。

これは改めてまた再質問の際に説明したいと思いますが、本当にどこの自治体も財政難、いろんな点で苦労してる中で、太陽エネルギーのそういったことを活用して、大変な黒字といいますか、そういう収益を上げて、実際に今後こういったことが各自治体も恐らく同様のことを始めることになるのはもう明らかですから、その点についての研究を始めてほしいという内容です。

2番目は、市の庁用車の購入についてでありますけれども、燃費やCO₂対策などから、購入する方式から

レンタル方式に切りかえることについての御提案です。具体的には、当然ながら当市では各庁用車、購入して、それが使えなくなるまでといたしますか、そういう一定の期限まで使ってる形ですけども、実際には既に他市でもそういった購入方式からレンタルに変えたほうが、より効率的で大変使い勝手がいいという話があります。そのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

3点目は、国民健康保険制度の広域化についてであります。

多摩各市の参加状況はどのようになっているのか。

また、多摩各市の一般会計繰り入れ状況はどうなっているのか。

また、一般会計、当市が本当になくなることになるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、エネルギーの地産地消の研究・検討についてであります。エネルギーの地産地消につきましては、先進事例が新聞などで報道されております。長所といたしましては、地元でつくった電気を使用するため送電の距離が短く、電送ロスが大幅に軽減できること。また、地元の企業が電気の小売事業を行うことになるので、地域経済の活性化が期待できることなどが挙げられております。

次に、庁用自動車の購入についてであります。現在、庁用自動車は全部で78台あり、そのうち77台が購入によるものであります。3年間の無償リースの電気自動車1台と合わせて適正に管理し、効率的に運用しております。庁用自動車の更新につきましては、長期間の運用を想定した中で、トータルコストの低減が期待できる購入の方式を採用しており、現在、レンタルやリース方式への切りかえは検討しておりません。引き続きこの自治体の研究や情報収集を図りながら、庁用自動車の購入に際しましては、低公害車を選択するなど、環境面の配慮に努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰り入れに関する各市の状況についてであります。多摩各市の一般会計からの繰り入れにつきましては、各市の状況に応じて行われているものと認識しております。その中で、法定外の繰り入れにつきましては、公表されている資料等がないことから、詳細の把握が困難であります。全ての市において法定外赤字補填分の繰り入れを解消するための財政健全化計画を策定していることから、一定程度は繰り入れが行われているものと認識しております。

次に、一般会計からの繰り入れについてであります。市では一般会計からの繰り入れのうち、法定外赤字補填分につきましては、国民健康保険税の急増抑制のため、国が設けた特例基金の期限となります6年間で解消することとした財政健全化計画を策定しております。この計画に基づき、着実に法定外赤字補填分の繰り入れ解消に取り組むことで、市民の皆様が安心して医療が受けられるよう、安定的な国民健康保険制度を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○22番（中野志乃夫君） それでは、再質問させていただきます。

最初にちょっと私のほうで、ちょっと滑舌が悪いせいか、福岡県をちょっと福山県みたいな言い方しちゃったみたいなんですけども、福岡県みやま市の事例ということで訂正させていただきます。

まず、実際にこの福岡県みやま市の事例が非常に好事例ということで、そこからの発想でちょっといろいろ検討していただきたいと思っております。それで、まず基本的なことで、市が、東大和市が現在支払っている年間の電気代というのがどのぐらいになるのか教えていただきたいと思っております。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市の市庁舎を含め全施設の金額でございますが、約9,900万円が年間の電気代となっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 約9,900万円も、1億近い金額を毎年払ってると。これはあくまでも市の関係だけですよね。それで、これ前に他の議員の資料要求でいろいろ細かいあれですね、数値も出されております。それで、今既にもう東京電力だけから電気を購入するという形じゃなくて、より安い新しい電力会社から多く購入もしてるわけですけども、幾つかの新電力会社から購入をしておりますけども、当然ながら金額に差があります。当然そこそこ安いところと、やっぱりそれに対してどうかなという点もありますけども、この新電力会社からの購入の費用の差については、今後より安いところに購入を変えていくとか、そういったこととか分析としてはどういうふうな判断をされてるのでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 平成29年度の決算ベースでございますが、東京電力と比べた場合、お話ありました契約電力が50キロワット以上の高圧電力につきましては、PPSということで、特定規模電気事業者との契約を行っております。そちらの効果額ですが、本庁舎のみですが約287万円、29年度ではございました。今後も毎年、当初契約ということで見積り合わせによる随意契約になりますが、業者につきましてはしっかりと状況を示しながら選定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 基本的なことで、ちょっと再度お聞きしますけども、実際、例えば本庁舎の関係で言うと、丸紅新電力株式会社ですね。あと各小学校なども、そういったところがやっていますし、あとそれ以外で東京電力エナジーパートナーというところも結構、市の電気を供給する形になってますけども、これは今発言ありましたように随意契約でということですけども、まずちょっと最初に1点、確認させていただきたいんですけど、東京電力エナジーパートナーというのは、あくまでも東京電力じゃなくて、東京電力の子会社と申しますか、そういう形のものなんでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 前回、平成29年度の決算の資料でもお示しをさせていただきましたが、東京電力エナジーパートナー、こちらは東京電力の子会社というか、系列会社ということで捉えていただければと思うんですが、低圧電力、50キロワット未満の低圧の電力に関しましては、各施設のほうで東京電力、PPSが入れないものですから、対象外になりますので、東京ガスや東京電力と見積り比較をして、それで安いほう、低いほうの金額で契約をしているというところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。PPSのほうが使えない場合は、そうならざるを得ないということですね。わかりました。

そうすると、今、中心としては、じゃ丸紅さん、新電力さんを使ってることですけども、これはやっぱりいろいろほかの会社と比較して、ここが妥当だということで何社かそういったことの検討した上での判断なんでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 毎年、業者のほうは10社ほど候補指名のほうを絞った中で、金額による見積り

り合わせを行っております。30年度につきましては、日立造船ということで、また違う別会社で現在やっているところです。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。じゃ、現在はまた、昨年、平成29年度とは違う事業者で契約をしないと。わかりました。

それで、あわせて今このエネルギーの地産地消の研究の中で出てるんですけども、それを紹介する本の中で先ほど言いました福岡県みやま市の場合、人口が約4万人という大変小さな市といいますかね、当市の半分ぐらいの規模の市ですけども、しかしそのみやま市自体で九州電力に支払っている、これ市域全域ですけどもね、電気料金の総額が毎年約20億円に上るといふことなんですね。つまり、4万人のそういう規模で、市全体の電気の購入云々ということが、九州電力に対して約20億円に上るといふことですけども、これを逆に当市に当てはめた場合とか、幾つかそういった調査とか、そういった研究といふのはされてるんでしょうか。つまり、当市の場合だったら、実際、東大和市ですね、東京電力さんに大体毎年、何十億の金額を支払ってるとか、その辺はわかるでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在そういったような資料、調査等は行っておりません。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

できれば、そういったことも含めて研究課題にしてほしいんですけども、単純に言えば毎年それだけ、20億のみやま市のような規模の自治体でも、それだけのお金が言ってみれば大手の九州電力さんに支払われてると。逆に言うと、その金額を自治体でうまく運用してやるという発想が、そもそもこのみやま市の発想なわけですね。つまり、それだけの金額をうまく自治体が管理して生かすと。ですから、みやま市さんの場合では、そのために条例もつくり、太陽光発電事業を後押しして、みやまエネルギー開発機構というものを設立して、さらに市が出資する形で、みやまスマートエネルギー社というものを設立して現在に至ると。その中で、それを単純に太陽光で得た電気を、まさに自分たちで使うんですね。当然直結してますから、災害時でも、何かあってもね、送電線がおかしくなると、この間の北海道のブラックアウトみたいなことは起きない。つまり、直結ですから、そういったことができる上で、さらにみやま市の場合はこれを、電力の工事だけを目的としているわけではなくて、高齢者の見守りなど福祉に生かしてると。高齢者に、言ってみればタブレットの端末を渡して、その内容、使い勝手とか、その内容を見て、高齢者のいろいろな細かい健康状態を確認したり、そういったことまでやっている。つまり、ある面、自治体として収益を上げていながら福祉のほうも、きめ細かなこともやっていると事例なんですけども、こういったことに関して今まで市として何か研究とか検討したことあるんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 市で電力を発電するなり、市民の方の再生エネルギーを買い取って、それを小売する。そういったことの検討といふのは、現在のところ行っておりません。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） さらに、ちょっとお伺いしたいのは、この間、太陽光発電といいますか、太陽光パネルの設置について、当市でも若干ですけども、やっておりますけども、残念ながらいろいろ軽減措置とかいったものがもうなくなる時期でもありますが、ただいずれにしても太陽光パネルによって、太陽光発電によって、直接電気が供給されるということによってね、本来ほかの電力会社に払う分が実際なくなる。当然ながらパネル代、設置費用はかかりますけども、それは毎年払う金額を考えれば、まあ大変効率がいい話であると思うんですが、この間、市庁舎のいろいろなあいてる屋根、大変多くあるわけですね。その辺を太陽光パネルを設置して、そのことによって電気代を本当に解消させるといいますかね、エネルギーの地産地消という形で持っていくような検討というのは、この間されたことはないのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今の御提案、ある意味、有効なことではあると思っております。ただ、この市の庁舎の築年数等が、相当年数たっておりますので、やはり一般的な民家の方がやっておられます固定価格の買い取り制度、こちらも似たようなことが言えるかもしれないんですが、やはり極力家屋が新しいという言い方は語弊があるかもしれないんですが、やはり早目にその分の太陽光の設置を含めた建物構造、建物のつくりにしていくというのが一番有効ではないかと思っております。したがって、市の本庁舎につきましては、相当年数が経過しているという状況から、そこまであいてる場所に太陽光パネルを設置するとか、そういった具体的な検討までには及んでおりません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

確かに、ただこれは今後の課題ですけども、実際、給食センターの上にも少し、ちょっとあれは私は少な過ぎると思うんですけど、太陽光パネル設置してありますけれども、本当だったらもっと本格的に太陽光パネルいっぱい設置したりとか、新しい建物を新築するに当たっては、それをもう必ずつける。そういう形で、ある面、必要なときといいますかね、自分たちで使って、残れば売電という形でね。売電のシステムは今後もずっと残るわけですから、そういう検討は行ってほしいと思っております。

それで、あと現状のことでいいますとね、今東大和市の場合、災害時のときは、とりあえずどういう、電源などはどういうふうな形で対処しようとしているのか、現状はどうなっているのか、ちょっとそれ教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 災害時ということでございますが、第一義的には非常用発電、発電機の設置稼働というところで考えてる状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 現状、いわゆる緊急の発電のといいますか、そういったものは持ってない、現状何かあるんじゃないですか。この間の大震災のときの停電といいますかね、あのときとか、あれも一部の地域、うちはもう大変何度も停電になって苦労しましたし、今後いろいろなことを考えると、やっぱり想定、常に想定されることですから、やっぱり何らかの対処は考えてらっしゃると思うんですけど、その現状ちょっと再度お聞きします。

○総務管財課長（岩本尚史君） 本庁舎においてでございますが、こちらは非常用電源が地下にございます。そちらのほうで停電になったときとか、必要最低限のというふうに絞り込みがされておりますが、電源のほうがつくような形で今対応しております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

結局、本来、現状でしたら大体どこの場所でも、企業とかいろんなところでも、発電機といいますかね、ガソリンでちょっとね、それで発電させてといいますかね、エンジンつけてということのようなことで、緊急時に対応すると思うんですけども、ただ結局、今後のいろいろまちづくりとか、いろいろ考えていったら、やはり自然エネルギーで、そういったものができるのが、よりこしたことはないわけですし、そういう検討を本当にこの際、やっぱりぜひしてほしいと思うんです。

それで、このみやま市の事例の場合は、本当に非常に好事例としていろんなところでも、ホームページでもいろいろ詳しく紹介されてますし、ぜひ参考にしてほしいと思うんですけども、実はそれ以外でもね、いろいろ今、国内で、あちこちで、そういった自然エネルギーを中心にした、エネルギーの地産地消についての実践例が挙がってます。

たまたま先日、「おだやかな革命」という、そうした自然エネルギーの実践例を紹介した映画の上映が市内でもありまして、私も見させていただきました。その中で、まず最初に出てきてるのが、東大和市と友好都市である喜多方市ですね、喜多方市の会津電力という、そこがかなり大規模に太陽光発電を行って、いろいろ実際に地域に還元してる事例が出ております。

また、あと私もすごい勉強になったのは、これは岡山県のとある村ですけども、もう周りが山だらけ、ほとんど人口も数千といいますかね、そういったレベルの村ですけども、結局なかなか働く場所もない、いろいろ困ってるけども、結局その森林を生かしたバイオマスの発電を行うことによって大変な黒字をもたらして、そこにいろいろな施設をつくることによって、ある面、都会といいますかね、都市からその山村に移り住んで、いろいろ文化活動、芸術活動をやる人がふえてきているという事例もありました。

やはりそのことも含めて、この際といいますかね、自治体自身がある面、潤う、そういう話ですから、それである面、必要なもので、エネルギーは必ずどうしても必要であるし、それ使うものですから、それを生かすというね、それで発想を持って、こういう研究をしてほしいと思うんです。その辺について、この間、そうしたエネルギー、太陽光はもちろんですけども、ほかのいろいろな、そういった自然エネルギーを生かした何か、試みとかそういった検討というのは、市として全くされてないんでしょうか。この間、どういう検討があったか教えていただきたいと思うんですけども。

○環境部長（松本幹男君） まず自然を活用してエネルギーを生み出すという点では、やはり一般的なのが太陽光、ソーラーパネルというところかなというふうには考えております。現在までの市の取り組みというところでは、やはり環境基本計画がございますので、その中で太陽光パネルの設置等、市も今後、施設を更新していく際には取り入れていくという視点も踏まえた中で、市民の皆様にもそういったところでの協力等の呼びかけは行ってるところでございます。ただ、幾つかの議員のほうから自治体の事例の御紹介もあったわけですが、東大和市の場合、市域全体を見た場合に、なかなかメガソーラー的に、大きいソーラーパネルを広大に設置できるという空間がなかなかないというのもございまして、なかなかそういう大きい視点での取り組みというところには、至ってないという状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 確かに大体そういう地方で一生懸命やっていると土地が広くあって、遊休地がいっぱいあるというところを生かしてというのは当然だと思います。ただ、私は思うのは、各そういう太陽光

パネル、一般の住宅地でも積極的に導入してもらおうとかね、いろんな形を、その場所を設置する。それと、あとこの間ちょっといろいろ問題になっておりますけど、向原の都有地、ああいうところも、私の発想でいえば、単に住宅云々というんじゃなくて、逆に私は例えば南側の部分だって使えるんじゃないかと。基本的には、私は原っぱのままでもいいんですけど、あそこのところに太陽光パネルのいろいろな設置をして、うまくそういった住環境に合うような形のものをつくって、そこで考えると、市内をよく観察といいますかね、いろいろ点検してみると、実際、国有地のところもそうですけども、桜が丘のですね。やっぱりまだまだ私は使える、つまりそれが市として本格的にこういうことをやる。つまりエネルギーの地産地消のために、そういう大胆な試みがある面、踏み出すというね、そういうことの検討を始めれば、私はいろんなことが見出せると思ってます。

単純に、逆に言うと、例えば私はこの福岡県のみやま市みたいな事例があればね、やっぱりそういったところでエネルギーの地産地消をすることによって、ある面、自然エネルギーのもとでいろんなね、さらに福祉のことも充実してるまちだったら、やっぱり住みたい、そこに行って住みたいと思います。この間のちょっとね、どうしても論議で、なかなか私も納得できないのは、都有地のあそこを、住環境、住宅をつくる云々というところで話がとまっちゃって、本来の発想は、確かに人口が減ったら困るのはわかりますけども、人口を減る云々でね、じゃ住宅地つくれば人が来るか。そうじゃないと思うんですよ。やっぱり魅力あるね、その自治体がどういう施策をやってるか、またそういった取り組みを行ってるか、そういったことが大きく影響する。その一環が、まさに子育て日本一ということも絡んでくると思うんですけども、やっぱりそういった試みといいますかね、市全体をこういうまちにしていこうというね、本当に魅力あるまちづくりをどうできるかによって、やっぱりそこで他市からね、ああ東大和いいなと、住んでみたい、そういったことが絡んでくるんじゃないかと。そういうことだと思うんです。

ですから、そういった点で考えたら、やはりある面、ほかの自治体からおくればせながらですけども、今からでもやはりエネルギーの地産地消を考える研究を始めて、やっぱり大胆な試みをやる時期ではないかと思うんですけども、この辺について市長、どうお考えでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 転入者をふやすという、そういったような、市で今掲げてるような課題等もございます。したがって、議員がおっしゃいますように、やはり魅力あるまち、行ってみたい、住みたい、住みたい、東大和というのは、私どもも昨日の一般質問でもそうなんですが、やはり魅力ある公園をつくる、何かきっかけをつくることで、やはり魅力を高めるような、全体としての機運は高めなければいけないというふうに思っております。

その中の御提案の1つに、再生可能エネルギーというところの御質問なのかなというふうには思っております。したがって、今後、温暖化がかなり削減が難しいという側面もございますので、そういったところは時に触れてきちんと考えていかなければ、時としては遅くなってしまいう部分がございますので、その視点は入れていきたいというふうには考えております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 今回、私のほうも、これはあくまでも提案ですのでぜひ、こういった事例が各地で起こり始めてます。つまり、単に自治体がいろいろ自分から、ちょっと言葉は悪いですけど、もうけるといいですかね、自分からお金を稼いで、それを市民に還元する、住民に還元するというのが、なかなかできない状態だったのが、このエネルギーをめぐって、いろんなやり方次第によっては、そういったことが可能だとい

うことの実例が出始めてるし、今後、電力も自由化になって、やはりいろいろなところ、太陽光エネルギーにしても、そこで余ったエネルギーを、結局どこかが買うシステムができるわけですから、そのことによっていろんなことが、まちづくりに貢献できることがいろいろできてくるということを、ぜひ認識してほしいと思います。ぜひ、そのための研究を進めていただきたいと思います。

次に、庁用車に関してですけども、これに関しては現状は購入する方式で、数台そうじゃない方式といえますかね、台数からすると何か別の形であるんでしょうか。たしか東京都から、何だ、電気自動車ですか、何か来るとかいう、そういう話がそれに絡んでるのか、ちょっと現状を教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 1台リースをしてる車の状況でございますが、こちらは日産自動車電気自動車活用事例創発事業ということで、平成28年3月から当市のほうでエントリーをしまして、無償貸与をされてるということでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。それは特別貸与ということですね。東京都の施策の一環だと思いますけども。

そうすると、現状、他市の実情というのはどうでしょう。そういうレンタルとか、使ってる市があると聞いてますけども、その辺は調べてるでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 他市の状況でございますが、リースを中心とした市が26市で、今6市程度あると認識しております。また、当市のようにリースも数台活用してる市が13市、あと購入のみという市も7市というふうに直近の状況では把握しております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） そうした実情から考えて、購入のみがね、逆に言うと26市の中でも逆に少数、7市しかないということは、やはりそのメリット、デメリットがあつてと思うんです。

実は今、各自動車会社も、単純に販売だけの方式から、リース、レンタルとか、いろんな形式に変えようと、自動車業界自身も変えてます。これはよくわかるんですけど、例えば燃費の問題なんかでいうと、もう年々よくなるわけですよ、燃費に関しては技術が向上して。そうすると、10年前から買った車をずっと乗り継いでると、燃費の悪いまま、今ガソリン代も高いですけども、そういうことでの弊害がある。だけど、リースによって一定の期間、区切りながら変えていくことも可能であれば、その辺はやっぱりより効率のいい車に乗れるわけですし、また基本的にはリースの場合、自動車税といいますかね、そういった税金面で云々は、特に所有者のほうやるわけですから、その辺も解消できますし、その辺のメリット、デメリットについてはどうお考えでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 先ほど申し上げました他市のほうも何市か聞き取り等をしている状況でございますが、その中でリースをしている市では、やはり経費の平準化、また事務の軽減というようなことが、その目的として言われております。ただ、使用期間ですね、当市も大事に、15年程度、今平均しても車のほう乗っておりますが、使用期間10年程度と考えると、どうしても総額では購入より経費増というふうになってしまうという認識も、そういった市からも聞かれております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） せんだって議長車ですか、何かアウトしてといいますか、使えなくなったというときにも、購入というよりは少なくともそういう特別な車はリースにすることによって、一定よりいい、燃費

もよくなればその段階で変えるとか、そうしたやっぱり形をしたほうが、私は効率がよいんじゃないか。つまり1台買ってそれをね、先ほど10年と言ってますけど、実際15年ぐらい使ってるわけですよ。その15年の年数だと、燃費も性能もまるで違って来る。今本当に、私も車を今、借りかえてますけど、もうちょっと本当に全然違って来るんですね。もうスイッチの入れ方からちょっと違ってきたり、戸惑うぐらいのところはあります。もう後ろだって、バックするにも必ずちゃんと映像が出て、それがもう当たり前の仕様になってるけど、現状、残念ながら市の車でそういったものはまだついてないと思うんですよ。やっぱりよりこういう、日進月歩のこういう技術の革新のあるものに関しては、よりいいものをやっぱり使ってもらうことが、私はかえって市のいろいろ業務にとっても効率がいいことになるんじゃないかと思えますし、そのことではぜひそういった検討をしていただきたいと。他市ももう実際、購入のみの市が7市しかないということであれば、やはりその検討をぜひ、より進めていただきたいと思えます。

これは要望しておきます。

次に、国民健康保険制度に関してですけれども、基本的にちょっと今回の制度改正によって、市民の方から、なかなかちょっとよくわからないといいますかね、単に値上げがされるだけではないかという危惧があって、そうしたことでいろいろ問い合わせも私もされています。ちょっと現状では、なかなかわかりづらいところがあるんですけど、お聞きしたいのは他市の法定外繰り入れについて、基本的に公表されてないということなんですけども、多少でもほかの市も、実際、今この制度が変わってどういう動きになってるかぐらいはつかんでるんじゃないかと思うんですけども、その辺、わかる範囲でいいですからちょっと教えていただきたいと思えます。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の広域化に伴いまして、法定外繰り入れにつきましては、各市、取り組みとして、その解消に向けて行っているところではございます。その法定外の一般会計からの繰り入れにつきましては、近隣市の状況につきまして、近隣4市になりますが、平成30年度当初の予算書等の確認を行ってございます。法定外の繰り入れにつきましては、赤字補填分以外の繰り入れもございますので、それも含んだ中での比較となりますが、被保険者1人当たりの法定外繰入額といたしましては、当市は被保険者1人当たり約3万円でありまして、近隣市の中では中庸といったところでありました。当市より被保険者1人当たり法定外繰り入れが少ない自治体の中には、被保険者1人当たり約2万円のところもございましたので、そういうような状況をつかんでるところではございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 基本的にどれだけ一般会計から繰り入れてるかによってですね、それによって確かに市民の負担も大分変わってきてる。そのことによって、市民は当然、その詳しい一般会計がそれだけ注がれて、そのことによってほかの市のいろいろサービスが進まないといいますかね、なかなかやれないということは、なかなか見れないといいますかね、判断できない。単純にそういったことを続けてほしいし、急激な値上げは困るという発想が強いものですから、そういったことがよく言われるんですが。

ただ、ちょっと私もよくわかってないんですけども、この法定外繰り入れも、中身に関して基本的に全てのもがもうだめということじゃなくて、一定、市が努力すれば、それが認められるという話も聞いてますけども、その辺ちょっと説明していただきたいと思うんですけども。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 法定外繰り入れの内容といたしまして、その中には解消すべきものと、解消から除外されてるものがございます。解消すべき法定外繰り入れの内容につきましては、東京都国民健康保険運

管方針にその内容が示されてございます。解消すべき法定外繰り入れとされております主な内容といたしましては、本来必要とされます保険税の負担抑制を図るためのものですとか、葬祭費や出産育児一時金の保険給付におけます保険者負担分というものがその内容でございます。これにつきましては、解消すべき赤字補填分の繰り入れということになりますので、本市としましては国民健康保険の財政健全化計画に基づきまして、国が設けた特例基金の期限となります6年で解消するように取り組んでいるところでございます。

また、解消しなくてもよい法定外繰り入れということにつきまして、こちらも主な内容といたしましては、市の施策として実施してございます保険事業ですとか、人間ドック、脳ドックの受診料の助成等がございます。こちらにつきましては、解消すべき補填分としては除外されてございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） そうしますとね、一般会計からの繰り入れに関しては、全くなくなるわけではなくて、一応認められてる人間ドックとか、そういう糖尿病対策ですか、そういった面での費用支出は構わないという判断でよろしいのか。そうすると、大体どのぐらいの今後繰り入れが残るのか、その辺はどうなんでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 法定外繰り入れ、全くなくなるのかというところの御質問かということで、お答えといたしましては、国民健康保険自体が保険の仕組みを用いました社会保障制度でございまして、その主な財源を保険税に求めてるところではございます。ほかの社会保険と異なりまして、事業主負担がない分、国庫等からの公費が充てられておりまして、この保険税と公費の負担割合というのが50対50というふうになっております。本来、必要とされる保険税分につきましては、その割合に満たされておりませんために、一般会計からの法定外の繰り入れによって補填されております。この補填されてる分につきましては、赤字補填の繰り入れとして解消すべきものとして取り組んでございます。

解消すべき赤字補填分からは除外されております本市で行ってる保健事業ですとか、人間ドック、脳ドックの受診料の助成等につきましては、これは除外されておりますが、平成30年度当初の予算上の見込みといたしましては、除外されておりますその他法定外繰り入れにつきましては、約1億円程度というふうに見込んでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。

少なくともそういった形で、一般会計からの繰り入れが全くなくなるわけじゃなくて、人間ドックとかそういった糖尿病の疾病防止ですかね、そういったものは認められるから、それに関してはある面、これはもう市の判断で、ある面、多く出していいという話になるのか、その辺はどうなんですか。一定基準があって、それ抑制、これ以上はだめとかあるんですか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 市の施策として続けてございます事業につきまして、先ほど申し上げました保健事業ですとか、人間ドック、脳ドックへの受診料助成事業につきましては、削減すべき赤字補填の対象となっていないというところで、特に上限等は設けられてございません。市の事業として継続する限りは、こちらはなくなることはございません。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。

そうするとね、あとはちょっとどうしても気になるんですけど、そういった制度の改正によって、いろいろ

細かく決められてますし、法律上のことですから市が勝手に変えることができない現状の中で、何かしらのいわゆるそういう経済的な困窮者っていいですかね、その辺の弱者対策みたいなことというのは、何か取り得る方法はあるんでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 保険税の解消すべき、赤字補填の繰り入れを解消するとなりますと、保険税、急増する見込みもございますので、その急増抑制のために幾つか抑制の対策というのは行ってございます。一例を申し上げますと、これは法定で定められてるんですけども、7割、5割、2割の均等割の軽減、こちらが行われておりますのと、本市独自のものといたしましては、均等割ですね、保険税の中身として応能応益の割合が定められてるんですけども、その応益割につきましては、本市のほうは他市に比べまして抑えている内容で、これが所得の低い方への配慮ということで行われているところでございます。また、子育て世帯への配慮といたしまして、多子世帯への保険税の軽減策というのも行ってございます。また、それ以外に交付金といたしまして、保険者努力支援の交付金、こちらの得られたものにつきましては、これは全額、東京都へ納めます国民健康保険事業費納付金に充てることによりまして、これが結果的には保険税の抑制につながってるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） なかなかちょっと細かい分野で、ちょっと私もまだ全部把握し切れてませんけども、少なくともそういったやり方は残ってるということでは理解させていただきました。いずれにしても、この国民健康保険に関してどうしても市の税金として捉えられて、その税金が高いという判断を持つてる市民の方がまだまだ多くいらっしゃると思いますので、なるべくこの現状は、こういう制度のもとで、こういう現状だということとは常にPRしながら、弱者対策もぜひきめ細かく進めていただきたいということを申し述べて、私の一般質問は終わりにいたします。

ありがとうございます。

○議長（押本 修君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実川圭子君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正などを受けて、本市では障害者総合プランを30年3月に策定しました。その中で、「障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支え合う、共生社会の構築を」という理念を定めています。

そして、重点的に取り組む項目として3点、挙げています。そのうちの1つ、重点施策2に、地域で安心して暮らし続けるための施策として、次の4点を挙げています。1つ目は、生活介護や就労継続支援等の日中活動の場の整備・充実を図ります。2点目は、グループホームの整備・充実を図ります。3点目として、短期入所や宿泊型自立訓練を活用して、自立生活の体験の場を確保します。4点目として、地域生活支援拠点等の整備のため、地域活動支援センターの相談機能の強化を図るとともに、基幹相談支援センターについて検討しますとあります。そして、地域生活支援拠点等を平成32年度末には1カ所整備することを目標に掲げています。また、基幹相談支援センターについても、あわせて設置をしていくことを検討するとあります。さらに、基幹

相談支援センター等機能強化事業については、今年度も実施しているということが書かれています。

これらの障害者総合プランに掲げられていることが、現状どのようになっているのか、障害のある方が地域で安心して暮らし続けるためにはどう進めていくのかお伺いしたいと考え、以下、質問いたします。

また、これらを実施していくためとして、市民の期待が大きい東大和市総合福祉センター は～とふるについても伺います。

①として、地域生活支援事業について。

ア、障害児及び障害者相談支援事業について。

イ、地域生活支援拠点等の整備について。

②地域福祉の拠点である東大和市総合福祉センター は～とふるの現状について。

次に、図書館について伺います。

当市の図書館事業は、昭和59年に中央図書館が開館して、それに先立ち移動図書館みずうみ号が稼働し、その後、桜が丘図書館、清原図書館の2つの地区館が開館しました。蔵書数や貸し出し数、また図書購入費などは同程度の人口規模の自治体の中では上位に入り、評価されるべき状況だと考えます。2016年10月に指定管理者制度導入を視野に入れた地区図書館の開館日と開館時間の見直しについて図書館協議会に諮問され、2018年2月に答申が出されました。今後の図書館のあり方を大きく左右する指定管理者導入については現在も検討中であり、先日、11月9日の図書館協議会では、今年度中に一定の方向を示すとの説明がありました。この間、図書館協議会のみならず、市民の方の学習会なども種々行われ、指定管理の問題だけでなく、図書館のあり方や役割など積極的な議論もされているところです。先ほど述べた図書館協議会の答申に、図書館の果たすべき役割について挙げられています。そこで、改めて図書館の役割についての市の認識を伺うとともに、サービス向上に向けての検討状況をお尋ねします。

①図書館の役割について。

②サービス向上について。

ア、自動貸出機等の導入について。

イ、指定管理者制度の考え方について。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席で行います。よろしくお願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、障害児及び障害者の相談支援事業についてであります。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用する方については、相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成した上で、サービスを利用していただくこととされております。市では、相談支援事業所の整備に努めるとともに、相談支援事業所連絡会を通じて、相談支援の質の向上等を支援しております。

次に、地域生活支援拠点等の整備についてであります。市では平成30年度から平成32年度までを計画期間とする障害者総合プランにおいて、国の基本指針に従って障害者の地域生活支援拠点等を平成32年度末までに整備することとしております。現在、障害のある方や関係機関による東大和市地域生活支援拠点等整備検討会議を設置し、拠点等の整備に関する基本的な方針について検討を行っております。

次に、東大和市総合福祉センター は～とふるの現状についてであります。総合福祉センター は～とふる、

(仮称) 東大和市総合福祉センター基本計画に基づき、平成28年10月に開設いたしました。市と事業実施者において、総合福祉センターの整備及び運営に関する協定を結び、基本計画に掲げた10事業のほか、事業実施者の提案による事業を実施していただいております。開設当初は実施体制が十分に整わない事業もありましたが、現在では適切に事業実施が行われているものと認識しております。

次に、図書館の役割についてであります。図書館法におきましては、図書館とは図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされており、そのような役割があるものと認識しております。

次に、図書館におけるサービスの向上についてであります。図書館への自動貸出機等につきましては、導入することができれば貸し出しや返却、棚卸し作業等の業務を効率的に行うことができると考えております。また、指定管理者制度につきましては、新たな財源等を伴わずに地区図書館におけます開館日をふやすなどのサービスの充実を図ることのできる有効な手段の一つであると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、図書館の役割について御説明を申し上げます。

市長答弁にもありました図書館法の定義に掲げてあるもののほか、東大和市総合計画において、図書館は身近であって市民の学習に必要な資料情報を収集、整理し、提供する役割を果たしている施設と位置づけられております。このため、市民の皆様からリクエストやレファレンスの御要望も可能な限り対応できるよう厳しい財政状況ではありますが、図書資料費を確保し、さまざまな情報を収集、提供に努めているところであります。また、おはなし会や図書館施設の見学会、講演会、ビブリオバトルなど、読書活動を通じた行事の開催等、さまざまな形で社会教育の推進に寄与する活動を行ってきております。さらに、近年は高齢者や児童・生徒の居場所としての役割も期待されているところと認識しております。

次に、図書館におけるサービスの向上についてであります。自動貸出機等を導入することにより、窓口における貸し出し返却業務のほか、棚卸し等の図書館業務を大きく効率化することが可能となりました。さらに、利用者の読書内容等を窓口職員に見られずに済むというプライバシーの保護にも効果があります。しかし、導入には一般に資料へのICタグの装着が必要であり、出入りに専用ゲートを設置する費用のほか、翌年度以降の維持管理費等に多額の経費が必要となりますので、現状では困難であると考えております。また、指定管理者制度につきましては、現在、地区図書館への制度導入につきまして、東大和市立図書館協議会からの答申や近隣市の状況等を参考に、中央図書館におきまして検討を進めているところであります。その中で、地区図書館への制度の考え方につきましても、あわせて整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず1点目の障害のある方が地域で安心して暮らし続けるための施策についてということで、最初に相談支援についてお伺いをしたいと思います。

御答弁でもいただきましたけれども、市内でこの障害者のサービスを受けるためには、計画相談というのを受けなくてはならないというふうに思いますけれども、まずそのことが、この障害者総合プラン、東大和市の

障害者プランを見ますと、第5章の数値目標と確保のための方策という中の第4節、地域生活支援事業の実施に関する事項、その中に相談支援事業の見込み量確保のための方策というのが定められていると思います。また、第2節の障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策の4、相談支援サービスというところで、その実際の計画相談のサービス量の見込みと確保を、方策を定めているということで理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

地域で安心して暮らし続けるためには、相談の場がしっかり確保されていることが重要ですが、この相談支援事業及びそこで行われている相談支援サービスの内容について、もう一度簡単に御説明いただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 相談支援事業につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを利用される方について、全ての方について計画相談支援を導入するというようにされております。それに基づきまして、サービス等利用計画というものを、相談支援事業所において作成をいたしまして、それに基づいて市で必要なサービス量を支給決定を行うという形になっております。相談支援事業の大まかな内容は、以上のとおりでございます。

○4番（実川圭子君） 全ての方に、サービスを受けるとしたらそれが必要になるということなんですが、相談のサービスと利用計画を立てられる事業所、それを請け負っている事業所というのは市内に何カ所あるかお伺いします。

この総合プランを見ますと、指定相談支援事業所というのと、その他の相談支援事業所という記載がありますが、その違いについても教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内には、計画相談を作成する事業所が7事業所ございます。それらのうち、総合福祉センターは～とふると精神障害者地域生活支援センター「ウエルカム」につきましては、委託事業ということで行っております。それ以外の5事業所につきましては、1つはあけぼの学園の公設の事業所で行っておりますが、それ以外は民間の事業所というような区分けで行っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 7カ所あるということがわかりましたけれども、その委託のものと、それ以外のものというのがあるというふうに理解します。

今後このプランなど見ていきますと、その中で基幹相談支援センターという言葉が出てきます。この基幹相談支援センターというのが、今、東大和市では設置をされていない、それからそのほかに先ほどの委託をしている、は～とふるとウエルカムについては、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施しているというふうに書いてありますけれども、この基幹相談支援センター等機能強化事業と今後設置しようとしている基幹相談支援センター、その関係というか、そのあたりのことについて御説明をいただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 基幹相談支援センターと基幹相談支援センター等機能強化事業についてでございますが、基幹相談支援センターにつきましては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業等の業務を総合的に行うことを目的とする施設ということを国のほうで規定しております。市においては、基幹相談支援センターについては、まだ未設置というような位置づけでございます。

一方、基幹相談支援センター等機能強化事業につきましては、これは国の補助金の枠組みの話でございまして、この機能強化事業につきましては、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を、基幹相談支援センター等に配置して、相談支

援機能の強化を図るという目的で補助を行うということとされております。したがって、当市におきましては、は～とふるやウエルカムに社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置して、相談機能の強化を図っておるといような形でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) では、機能強化を図っているウエルカムと、は～とふるが、将来的にその基幹相談支援センターに、今はまだ未設置ですけれども、その中核的な役割を担う基幹相談支援センターとなっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 基幹相談支援センターの機能には、4つほど機能が想定されております。総合的専門的相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止、これらの機能の中で現在のは～とふるやウエルカムだけでは対応できない機能もあるというふうに認識しておりますので、現在のところでは市が直営で行うということも含めて、地域生活支援拠点等の整備の検討の中で、検討しておるといような状況でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) わかりました。

機能強化事業ということで、人員の配置などもふやしているということなので、そのウエルカムとは～とふるについて、そういった中核的な役割を私は現在でも担っているのかなというふうに考えているのですけれども、まだそこまではなっていないのかなという話なのかなというふうにも思います。計画相談のこの相談事業につきましては、委託を受けてる指定相談支援事業所のほうが、中心的に受けてもらいたいんだというところなんですけれども、そこで受け切れないものがほかの事業所にも回ってきて、小さな事業所ではとても手がいっぱいになって非常に困っているということが、この間、私のほうにも話がありました。この障害福祉計画の中で、相談支援サービスの見込み量のことなんですけれども、計画の中では今年度は1カ月当たり利用者数105人となっていますが、この利用者数が見込みよりもふえたということが、どこでも相談が、なかなか手いっぱいになっている状況なのか、そのあたりの市の認識をお伺いします。

○障害福祉課長(小川則之君) 計画相談についてでございますが、計画相談の対象となる人数につきまして、平成30年3月末現在と平成30年6月末の現在の数値でございますが、そちらで今年度に入って30名余り利用者がふえております。そういうような状況の中で、計画作成が必要ということでございますが、相談支援事業所や相談支援専門員の数がふえないというような状況にあるという状況でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) プランの中でも、今後この利用者のほうがふえていくことを考慮して、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保するという記載も見られますけれども、それがこのプランを作成した時点よりも早いペースで起きてきているのではないかなというふうに思いますけれども、そのあたりについては市のほうはどのように対応していこうということになっているのかお伺いします。

○障害福祉課長(小川則之君) 今年度に入りまして、先ほど申し上げましたとおり30名余りの利用者の増というところは、市の想定を上回るという状況でございます。そういう中での対応ですけれども、現状で相談支援専門員になるためには、一定の経験年数、相談や障害者への支援の経験年数と、それから相談支援専門員の研修の受講というようなことが必要とおるといところでございます。この研修につきましては、年に2回、東京都のほうで行っておりますが、その受講に当たって、その実務経験のハードルが非常に高いと

というような声も聞いております。したがって、この研修を受けることができなかつたり、あるいは相談支援事業所で求人を行ってもなかなか応募がないというような状況もございます。そういう中で、市といたしましては、この研修受講というところを、それぞれの相談支援事業所に受講を促すということと、相談支援事業所の開設について打診を行っておるというようなところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 市でも非常に苦勞しているのではないかなというふうに思うのですが、もう一点、先ほど基幹相談支援センターの設置に向けてのことで、市が直営で場合によってはやるというようなお話がちょっとあったのですけれども、今この各事業所も手いっぱいである中で、市が直営でこの計画相談を受けたりというようなことがあるのかどうかお伺いします。

○障害福祉課長(小川則之君) 現状、市と申しますと障害福祉課になるんですけれども、障害福祉課においてはサービスの支給決定を行っておりますので、そこであわせてサービス利用計画の作成を行うということは想定しておりません。そういう意味で、基幹相談支援センターにつきましても、市を含めたは〜とふる、ウエルカム、そういう中での整備というような形になることも想定しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) それから、このあたりについては地域自立支援協議会相談部会というところでも議論がされてると思いますけれども、そちらではどのような話が出ているのかお伺いします。

○障害福祉課長(小川則之君) 地域自立支援協議会の相談部会におきましては、月に1度、会合を持ちまして、各事業所における相談の体制ですとか、その中での困難事例等についての事例検討等を行っております。そういう中で、各事業所の一番の悩みというところは、やはり相談支援専門員の数が足りないというようなところであると。それに対しての対策というところでのそれぞれの事業所での工夫を、情報交換をしたりというようなところで行っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今この部分に関しては、非常に各事業所も困っている状態だと思いますので、市のほうもいろいろ工夫をしながら対応を進めていただきたいと思います。いずれにしましても、計画相談を受けなければサービスも受けられませんので、特に放課後デイサービスの利用を含めて、児童の相談がふえているという話もお伺いしていますので、今後、あけぼの学園のほうも、発達支援センターの検討などもされていくかと思っておりますけれども、そのあたりも十分に視野に入れて御検討いただきたいと思います。

次に、この基幹相談支援センターも含めた地域生活支援拠点等の整備についてお伺いしたいと思います。

この基幹相談支援センターについては御答弁いただきましたけれども、このセンターをつくるということも含めて、ほかにも体験の機会や場ですとか、緊急時の受け入れや対応、それから専門性のことと、あと地域の体制づくりの全部で5つの機能を強化するものが、この地域生活支援拠点等の整備ということというふうに、この総合プランには書かれているんですけども、そして32年度末までに1カ所整備という目標ですけれども、このあたりについては今後どのように整備していこうとお考えなのか伺います。

○障害福祉課長(小川則之君) 地域生活支援拠点等の整備につきましましては、本年9月から地域生活支援拠点等整備検討会議というものを関係機関の方々で作りまして、今年度中に整備の方針について意見をまとめるというようなことを予定しております。この障害者総合プランにおきましても、総合福祉センターは〜とふるやウエルカムの機能を強化し、地域の社会資源を活用して面的な整備を行うということとしておりますので、

このは～とふるやウエルカムを中心として、地域のさまざまな社会資源を活用して整備を図るというような方向で検討を進めてまいっております。

以上です。

○4番（実川圭子君） それでは、総合福祉センター は～とふるやウエルカムだけが、この支援拠点、地域生活支援拠点になるというわけではなくて、そのほかにもさまざま行っている事業などもあわせて、社会資源として、それらも含めて整備をしていくということだというふうに理解しましたけれども、その場合に総合福祉センター は～とふるやウエルカムはよく見えるからわかるんですけども、そのほかの事業所については、例えば何かそのことについて指定を、その事業所を指定していくというような形になるのか、またそういった事業所に対して、この地域生活支援拠点としての何か助成金などを出すとか、何か特別に行うようなことになるのか、その面的な整備で社会資源に対してどういうふうに指定していくのかということのあたりをお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） この地域生活支援拠点等の整備につきまして、国におきましては改めてこのために個別の補助等を想定しているということではないということであります。そのために活用すべきものとして、例えば短期入所の事業所における緊急時の入所体制の確保の加算ですとか、グループホームにおける体験的な利用をした際の加算等を、この地域生活支援拠点等の整備に充てろというような想定でございますので、改めて市において事業所を指定をしたり、個別の新たな補助を創設するというようなところは現状では想定しておりません。

以上です。

○4番（実川圭子君） わかりました。

それで、例えば一番この中でも要望が多いのかなと思うのが、緊急時の受け入れや対応などのショートステイの利便性というか、対応などなのかなというふうに思いますけれども、例えば緊急的に必要だといった場合に、現在では総合福祉センター は～とふるの中に、短期入所の部分もあると思いますので、そちらに行けば、そちらがあいてれば使えるし、あいてなかったらそちらからほかの事業所を紹介するというような形になっていくのか、ちょっとそのイメージがまだわからないんですけど、そのあたりを利用者の立場としてどのような動きになるのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 現状におきまして、例えば介護者が急に急病で介護ができなくなったというような状況が発生することも間々ございます。そうした折には、まずその方が障害福祉サービスにおける短期入所のサービスを受けられるというような方であれば、まずその短期入所での受け入れ先を、は～とふるを含めて探すというような体制を、ケースワーカーや相談支援事業所が協議しながら進めていくというような形をとっております。それ以外の例えば虐待等にかかわるような場合に、緊急的に保護が必要な場合には、緊急一時の保護というような形の制度も整えておるといったようなことでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 緊急的に使いたかったら、ケースワーカーや相談支援事業所に、まず相談というような形になるのか、ちょっともう一度確認したいのと、あと緊急一時保護に関しては、場所としては、は～とふるがその場所になるのか、そのあたりをお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉サービス等を利用されている方につきましては、相談支援事業所へ相談していただくというような形が主になるかと思っておりますけれども、そうでない方も含めて市のケースワカ

一の対応を行っております。それから、緊急一時保護につきましては、現状では、は～とふるのほか、市内、市外の施設で6施設ほど個別に契約をして利用を行うというような形になっております。

以上です。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。このあたりが一番、利用者さんでも心配をしてるというか、本当に自分が介護してる方が見られなくなったらどうしよう、急に預けたいというようなときに、どこに行けば預けられるのかというようなことは、もう本当に常に考えているようなところだと思いますので、しっかり対応ができるように、今後も整備をしていっていただきたいと思います。今後、この地域生活支援拠点等の整備に関してはいろんな、どれくらいの量がというような、数を想定していくのだと思いますけれども、利用者の立場に立って何がどのようにやれば地域で安心して暮らせるのかということを第一に、整備をしていっていただきたいと思います。

以上で、このところは終わります。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、引き続きまして地域福祉の拠点である東大和市総合福祉センター は～とふるの現状についてお伺いしたいと思います。

地域福祉の拠点である総合福祉センター は～とふるですけれども、午前中、相談支援事業のことでいろいろお伺いしましたが、は～とふるについては人員配置の強化などされていますけれども、中核的な役割というところまではいっていないのかなという気がします。市長の御答弁でも、適切に運営されているというようなことだったと思いますけれども、それ以上の役割、やはり地域、福祉の拠点として中核的な役割が、私は市民からすごく期待されている場所だなというふうに感じています。

しかし、どうも市民の期待どおりに進んでいるのかどうか、そのあたり疑問に感じまして、決算特別委員会の中でも幾つか質疑をさせていただきました。現状は少し変わっているかもしれませんが、決算委員会の中では29年度末の時点で、特養のほうがワンユニットあいている状況ですとか、障害者の生活介護や就労継続支援B型も定員に対して利用者の伸びがほとんどなかったことなど、一部の事業をとってみても、市民にとって十分利用しやすい施設になってるのかどうか疑問に思うところです。

は～とふるは、民設民営の施設なので、経営などについては直接かかわることはできませんけれども、そうはいっても市の総合福祉センター基本計画にのっとって、適切な運営がなされてるかどうかチェックする必要があります。そこで、行政報告書では確認し切れない部分に関しまして、は～とふる全体としての事業報告などを今回資料要求させていただきました。御提出いただきましてありがとうございます。

その資料のほうも見させていただいて、率直な感想としては、このまま事業のほうで、継続がうまくいくのかどうか心配なレベルのように私は感じたのですが、市としては、この事業報告が事業者のほうから出された段階で、それをはいと受け取っただけなのか、もしくは何かしらこの報告を出された時点で協議などを行ったのか、その点についてお伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 市といたしましても、は～とふるとは定例的な打ち合わせなども実施してございま

す。それとともに、この平成29年度の決算収支等を見させていただく中で、やはり当然収支が合っていないということも事実でございます。そういったことから、もう既に本年度、若干もう少し相談をさせていただいております。そういった意味で、収支は合うような形で、特に障害のほうの部分も含めて、介護のほうの部分も含めてでございますけれども、少しずつ御意見は述べさせていただくとともに、は～とふるのほうでもそれに向けて説明なり、また準備を進めているというふうなことで聞いてございます。このようなことから、今後そういったところも改善していくというふうには考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 事業者と結んだ(仮称)東大和市総合福祉センターの整備及び運営に関する協定書というところの第7条には、市は事業者の行う事業を監督及び必要な指導を行うというようにあります。今回に限らず、これまでは～とふるに対して、市としてはどのような指導、監督を行ってきたのかお伺いします。

○障害福祉課長(小川則之君) 総合福祉センター は～とふるで行う10の事業の中には、障害者総合支援法に基づいて行う給付によるサービスの事業及び市からの委託もしくは補助による事業がございます。これらのうち、委託あるいは補助に関する事業につきましては、毎月、定例的に担当者と会議を持ちまして、それぞれの事業の進捗状況の確認や課題等について話し合いをしております。また、給付の事業につきましても、不定期ではございますが、総合福祉センター は～とふるのほうの課長以上の職員と会合を持ちまして、そこでの実施状況について確認をしておるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 定期的な会議ですとか、不定期にも会議を行ってるというところはわかりました。

この提出いただいた資料について少しお伺いしたいのですが、事業の成果等というところが、その10の事業、プラス独自事業についても書かれているのですが、その成果の欄を見ますと、私には随分よい評価になってるなというふうに思うのですが、例えば事業でいくと(6)日中一時支援事業というページがあるのですが、ちょっとこれページ数が振ってないので何ページと言えないのですが、(6)日中一時支援事業というところの事業実施概要というような欄を見ても、全体の利用実態が、人数は書かれているのですが、それが延べ人数なのかとか、あとトワイライト利用というのがどれくらいあったのかとか、何か具体的な数というのが、これだけではわからないなというふうに感じたのですが、今ここでその数を述べていただく必要はないのですが、市としてはもう少し詳しい実態などは把握しているのでしょうか。この資料の下のほうに、必要に応じて資料を添付すると書かれてますけれども、今回この出していただいた報告書のほかに、細かい実績などの報告などはあったのかどうかお伺いします。

○障害福祉課長(小川則之君) 日中一時支援につきましては、ほかに添付していただいた資料というものはございません。

以上です。

○4番(実川圭子君) 建物や運営に関しては、民間事業者が担っているというような事業ですけれども、やってる内容というのは、やはり公の福祉の事業ですし、公益の事業を担ってるという意味で、私はやはりもっと、特には～とふるのことを地域の方にも知ってもらいたいということであれば、私は事業者からもう少し詳しい事業報告書などをつくっていただいて、そういったものを、詳細を公表することで地域の方からも信頼を受けることができるのではないかなというふうに感じます。

それから、先ほど午前中にも述べました相談支援事業などでもそうなのですが、全体として人手不足な

ど職員体制のことがあるようなのですが、この報告書からは、その人手不足については特によく、こういった状況なのかがよくわかりません。そのは〜とふるで起きてる人手不足については、市はどういう認識を持っているのか、また事業所と協議などはしているのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

みのり福祉園からの事業を引き継ぐということで、職員の方も少し異動してきた方もいらっしゃると思いますが、私がいろいろな利用者の方ですとか、家族の方からお聞きするところによると、スタッフの方が何人もおやめになってしまったというようなことも聞こえてきますけれども、実際、事実はいかがでしょうか。人手不足のために、場所があってもサービスが受けられないということが起きているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は〜とふるの人員体制についてでございますが、旧みのり福祉園から引き継ぎました生活介護及び就労継続支援B型についてでございますが、生活介護につきましては、は〜とふる開設時に16名の職員がおりましたが、そのうち12名の者が継続していると。そして、30年度から2名、職員をふやして、現在18名という体制であると聞いております。就労継続支援B型につきましては、開設時12名のうち9名の職員が現在も継続しており、29年度から1名増員して現在13名ということで、開設時の職員が7割以上、残っているというところで、そういう意味で特に職員が大きく変わっているというような認識はございません。また、生活介護も就労Bも旧みのり福祉園当時に比べて、利用者1人当たりに対する職員数も大幅にふやしておるということで、手厚い支援がなされているというふうに認識しております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 7割は継続しているというところなんです、利用者さんにとってはスタッフの方が変わるというのは非常に大きな問題だと思いますので、やはりそういったところでストレスを感じてるような利用者さんもいるということ、少しお伝えできればなというふうに思います。

それから、また資料のほうで申し上げますと、後ろのほうに資金の収支計算書が出ております。部長からも最初に御答弁ありましたけれども、この事業活動資金収支額というところを見ましても、収入から支出を引いて、29年度でマイナス4,000万円で、また予算に対して決算がマイナス8,000万円というふうになってます。細かくいろいろ事情を聞けばあるかと思いますが、率直に感じまして事業計画の立て方がどうなったのかということは非常に疑問に感じます。

今回こうやって資料を出していただいたことで、事業の現状がほかの方にもわかったわけですが、市は事業者と会議などを持つてるとのことなんです、やはり私はこういったことがきちんと公表されて、外部の目が入っていくことが必要なんではないかと思います。東京都の実地検査なども事業によってはあったようなのですが、この事業評価といいますか、外部の目の評価、第三者による評価などはどのように行っているのかお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 個々の事業における収支等につきましては、社会福祉法人全体での決算ということで、その社会福祉法人のルールに従って公表されておるというふうに認識しております。個別に、は〜とふるだけについて公表を求めるといようなことは、市においては行っておりません。

以上です。

○4番（実川圭子君） 市からは求めていないということなんです、その第三者評価とよく言われる福祉施設などはそういったものを受けて、公平な目で評価していくということが行われてると思いますけれども、そういった点についてはどのようになっているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 第三者評価につきましては、今年度、東京都の補助を利用しまして受診するという予定になっていると伺っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） では、今年度、これからということになるのかなというふうに思います。

それから、ほかにも外部との関係としまして、先ほど申しました、最初に結んだ協定ですね、協定の第13条には市内福祉団体等の関連機関との間において、適宜情報交換するなど緊密な連携を図り、センターの円滑な運営に努めなければならないとあります。この点については、市内福祉団体等の関連機関との情報交換ですか、そういったものはどのように行われているのかお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるの運営に関する協議の場といたしまして、東大和市総合福祉センター は～とふる地域連絡会というものをご設置しております。こちらは市の障害福祉課や高齢介護課のほかに、福祉関係機関として社会福祉協議会や地域自立支援協議会、共同作業所連絡会等に入っており、また地域の団体として桜が丘の周辺地域のマンションの管理組合等に委員となっておりまして、年に1回開催をして情報交換等を行っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） その地域連絡会には、利用者さんですとか、利用者の家族の方などは参加はあるのか伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） こちらの地域連絡会につきましては、は～とふると地域住民、関係機関との連携を深めるというような趣旨で開催しておりますので、就労Bや生活介護の保護者の方々には、このメンバーには入っていただいております。

以上です。

○4番（実川圭子君） それでは、利用者や御家族の方ですとか、そういった方の声を聞く機会などは、どのような機会が設けられてるかお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるにおきまして、就労継続支援B型や生活介護の保護者会というような形で、年に数回、定期的に行っておるところで、利用者及び利用者の保護者の皆様の声を、運営に生かすというような形をとっておるところというふうに認識しております。

以上です。

○4番（実川圭子君） よく利用者の関係の方からなんですけれども、お一人とかではなく、複数の方から聞かれる言葉で、お世話になってるからおかしいと思うことや要望などがあっても言えないというような言葉が出ることもあるんですね。私はこの言葉を聞くと、本当に残念というか、風通しが悪い組織というふうに感じてしまいます。また、ここの利用をされてる方からは、計画相談で載っているようなことが、実際に行われていないというようなことも、私のほうに話がありました。具体的には申し上げられませんが、そのようなことがもし本当にあるようでしたら、私はやはり評判が評判を呼ぶというか、利用したい人も集まらなくなってしまうと思いますので、そうならないためにもやはり信頼関係を持てるような仕組みを、しっかりとつくっていただきたいと思います。

それには、先ほども申し上げましたけれども、情報公開、きちんとしたこういった事業をやっていますよというような詳細を、やはり公開することと、利用してる方の市民の声をしっかりと聞くことだというふうに思います。事業者と結んだ協定の第1条には、地域福祉の拠点とすることを目的としてつくるといったようなことが

書かれています。そのために市は、設備の整備に補助金を出したり、また土地を無償で貸し付けたりしたわけですね。委託事業にもお金を出しているんですけども、しかしこの地域福祉の拠点というイメージが、どうも市民が期待するものと異なっているのではないかというのが、この間、私が感じてるものなんですが、市としてはこの地域福祉の拠点ということ、このは～とふるが地域福祉の拠点ということについて、どのような認識を持ってるのか、再度確認させていただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるにつきましては、市長答弁にもありましたとおり、基本計画に掲げた10の事業を適切に実施していただくということで、地域福祉の拠点としての役割を果たしていただくものと認識しております。現在のところ一部の事業において、人員的な問題等から十分に対応できてないということもございますが、事業実施者においてさまざまな改善の努力をしているものと伺っております。市といたしましても、地域生活支援拠点等の整備においても重要な役割を担うという施設というふうに認識しておりますので、今後とも適切な支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 利用者さんにとっても、市内の福祉団体にとっても、本当に困ったときには助けてくれる、頼りになる場というような期待があると思います。そのためには、やはり利用の希望があってもは～とふるの事情で受けられないというようなことがあつては、やはり信頼関係が成り立たなくなってしまいます。例えば、は～とふるに行つたけれども、利用がそこではできないというようなことがあつたとしても、は～とふるが中核的な地域福祉の拠点として役割を持って、例えば市内事業者としっかりと連携をして、そちらでサービスがきちんと受けられるような形、そういった形が私は市民が望む地域福祉の拠点ということではないかなというふうに思います。福祉サービスを受けたい方が、決して路頭に迷うことがないように、市はしっかりと責任を持って対応してください。

以上で、この1番目の項目は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、次の図書館についてに移りたいと思います。

図書館につきましては、サービスの向上の検討ということで、2016年の10月に図書館協議会へ諮問がなされたところです。その後、図書館の開館時間の延長や開館日を見直すことというほかにも、そもそも図書館の役割というのは何だろうかというところまで、図書館協議会の委員の方のみならず、市民の間でも話し合いがいろいろ持たれてきていると思います。また、図書館でもアンケートの調査なども行われました。そして、2018年2月に出された答申については、市はこれまでの答弁で答申を尊重して検討していくというようなことだったと思います。

現在、地区館の運営に関して指定管理者制度の導入を検討してるということですが、外部に委託するのであればなおさらのこと、私は東大和市としての図書館のあり方、役割を市民とも共有できるような明文化したものが必要と考えています。サービス向上の質問に入る前に、東大和の図書館の役割、あり方についてお尋ねしたいと思います。

そういったことを明文化ということで、私は東大和市の図書館条例というのをまず確認してみました。その東大和市の図書館条例の中で、この部分かなというふうに思い当たるのが、図書館法の10条によるというような条文なんですけど、この図書館法10条というのはどのようなものなのかお伺いします。

○社会教育部長（小俣 学君） 再質問の答弁をさせていただく前に、午前中の実川議員に対します図書館におけるサービスの向上の（ア）自動貸出機等の導入についての教育長答弁について、訂正をさせていただきたい

と思います。

教育長の答弁中、自動貸出機等を導入することにより、窓口における貸し出し返却業務のほか、棚卸し等の図書館業務を大きく効率化することが可能となりますと答弁すべきところを、効率化することが可能となりましたというような答弁を教育長されました。そのため、その部分について訂正をさせていただくとともに、おわびさせていただきます。申しわけございませんでした。

それでは、今再質問いただきました図書館法の第10条について御答弁をさせていただきます。

図書館法の第10条には、「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」というふうになっておりまして、当市におきましても昭和52年3月31日に東大和市立図書館条例を定めてございます。多摩地域については、八王子市や三鷹市、小金井市、福生市などが同様のつくりとなっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

この10条によるというのは、10条が図書館をつくるなら条例で定めなければならないということが書かれている。それだけで、最初に市長のほうから御答弁いただきました図書館とはというような役割ですとか、そういったところに関しては、この東大和市の条例には書かれてないんだというのが、ちょっと感じたところと、そういった目的を、私はあつて欲しいなと思ひまして、ちょっとこの質問をしたところなんですが、今同様のつくりになってる市を挙げていただきましたけれども、そのように特に目的などが記載されていないところもあるんですけども、近隣の市では条例の中に市民の学習及び文化活動に資するためというような日野市の記述ですとか、市民の教養と文化の向上を図るためと書かれてたのは東久留米市で、図書館法の引用をして、市民の図書、その他の図書館資料に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって市民の教養、調査、レクリエーション等に資するためというように書いてある条例もありました。ちょっとしたことですけども、そういった文言が、やはり市として図書館を何のためにつくるのかというようなことを、きちんと明記したほうがいいのではないかなというふうに思ひまして、条例改正も含めて、今後このことは検討していただきたいと思ひます。これはちょっと要望としてお伝えしたいと思ひます。

また、教育長の御答弁にありましたように、当市では東大和市総合計画に図書館のいろんな役割などが少し書かれています。そういった図書館というのは、この市の中でどういう役割を果たすか、そういったことをきちんと計画という形でつくっている市もあります。東大和市では、子ども読書推進計画、第2次まで策定をされていますけれども、一般的なのというか、図書館基本計画のようなものは策定されていないと思ひます。2016年10月に図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのが文科省から出されていますけれども、その中で公立図書館は基本運営方針を策定し、公表するように努めるというふうにも記載がありますので、私はぜひこの図書館基本法というのを東大和市で策定する必要があるのではないかなというふうに思ひますが、そのことについてお考えをお伺いします。また、他市の策定状況についてもお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在、東大和市では図書館基本計画を策定する予定はございませんが、図書館全体の計画として策定している自治体もございまして、今後の課題として捉えております。

他市の策定状況についてであります。計画の名称等が基本計画とされていない場合もございまして、全ての市を確認できてるものではないと思ひますが、昭島市、稲城市、青梅市、立川市、西東京市、日野市、福生市、武蔵野市などが策定済みとなっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 図書館のことをいろいろ議論する上でも、私はやはり市の図書館についてのビジョンをしっかりと示していく必要があるのではないかと思います。

図書館協議会で出された答申の中でも、図書館の理念や果たすべき役割を述べています。その最初のところは、「図書館は「知的財産の宝庫」です。その存分な活用によって、市民が自らの知的向上を目指し、地域の発展ひいては国の繁栄へとつなげていくための「砦」であることを、私たちはあらためて認識する必要があります。」として、3つの点について書いています。1つ目が社会的な教育機関としての使命、2つ目が個人を尊重し学ぶ権利の保障、3つ目が市民とともに歩む責務ということで詳しく挙げているのですが、私は非常にこれ、すばらしくまとめられているなというふうに読んで感じました。この図書館協議会での議論を無駄にせず、今後の図書館事業に生かしていくべきと考えますが、その点について伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) 答申に掲げられております図書館の果たす役割につきましては、そのとおりであるというふうに考えております。その理念を生かすためには、答申の主文等において多岐にわたり御指摘をいただいておりますので、その内容について真摯に検討していくことにあると考えております。現在それらの指摘等につきましては、図書館といたしまして整理をしておりますが、市民要望ですとか経費等のことも勘案する必要がございますので、可能な限り答申の内容に沿えるような形で努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 細かい点もそうなのですが、この全体としての理念について、私はこういったことを生かして、基本計画などを策定していただきたいと思います。

それで、図書館の業務内容については、当市では図書館運営規則というので定めていますけれども、その第2条には9つの事業とありますが載せられています。その中で、移動図書館の運営というようなものも出てくるのですが、それ以外については中央図書館も地区館も事業内容としては、規模は違いますけれども、同じような事業になっているのでしょうか、それとも中央図書館でしか担っていない事業ですとか、地区館との違いを、あったら教えていただきたいと思います。

以前、市長の御答弁でも、図書館の役割は選書とレファレンスということをおっしゃってましたけれども、その選書とレファレンスというの、地区館でも行われているのかどうか、あわせて伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) それでは、中央図書館と地区館の役割ということで、先ほど東大和市図書館運営規則のほうの御紹介がありましたが、実際、もう一つ、東大和市立図書館処務規則というのを定めておまして、こちらの第3条に各係ごとの事務分掌を定めております。こちらの事務分掌、紹介しますと、管理係としては図書館協議会に関する事、図書館の予算・決算及び会計に関する事、その他、他の係及び地区館に属さないことなど行っております。事業係としましては、図書館の広報に関する事、各種読書施設、読書団体等との連絡調整に関する事、その他図書館事業に関する事などを行っております。地区館につきましては、地区館の資料の収集ですとか整理及び保存に関する事、地区館の資料の貸し出し及び読書案内に関する事、その他、地区館の管理運営に関する事などということによって事務分掌を定めております。先ほどの運営規則の事業内容を、こちらの事務分掌と照らして、その中で役割分担をしながら業務を進めているというような状況でございます。

あと選書とレファレンスの関係でございますが、選書とレファレンスにつきましては、かねてから市長から

の答弁もありましたとおり、図書館の生命線として重要視しております。市が行う業務であると認識しておりますので、今後につきましても技術の向上等に努めていきたいというふうに考えております。

地区館につきましても、レファレンスと選書につきましては行っては行っておりますが、資料等も少ない関係もございまして、重いレファレンスといいたいでしょうか、そういったものにつきましては中央館のほうで担うというような形で対応しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) それぞれの役割もある中で、選書とレファレンスについては地区館も担っていて、そこ中央館と連携をとりながらやっているとということがわかりました。そのあたりの役割などを踏まえた上で、次のサービス向上についてに移りたいと思いますけれども、今回、地区館の2館の開館日、開館時間の見直しについて、サービス向上ということで、指定管理者制度を導入するという検討がなされてるということなんです、私が違和感を持ったのは、この時間的なサービスのみを取り上げて指定管理者導入を検討してるという点なんです。その点については、図書館協議会の答申の中でも、まず図書館の果たす役割や理念などをつくることを求めていますし、その実現のためには、まず直営で検討すべきというふうに答申の中でもされています。そこで、サービスの向上について、答申の中でも触れられていますように、直営で試行的にどこまでできるかということをやってみたらいかかということ、現在さまざま工夫をされてるというふうに聞いてますけれども、どのようなことを工夫しているのか、またその評価についても教えていただきたいと思います。

○中央図書館長(當摩 弘君) 答申の中では、中央図書館と地区図書館が密接に連携しながら、一体的な図書館運営をし、休館日、その他について役割分担をすることで、効果的な職員配置ができるのではないかと考えていますという提案をいただいております。そのため、毎週火曜日の休館日に実施しておりました職員が一堂に会した職員会議を行わずに、その分の時間を開館日等の増に伴う時間に充てるということを想定した検討をしております。その上で窓口業務や選書会議、各担当者の会議、各種行事等がしっかり行え、さらに図書館の懸案事項などの処理も行い、バックヤードの業務が支障なく遂行できるかどうかの確認をさせていただいてます。

以上です。

○社会教育部長(小俣 学君) 今、再質問で評価ということもございましたけれども、なかなかこの試行の中では、まだ評価というか、まだそこまでは出ておりませんので、今後になると思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) まだやってる最中、いろいろ工夫をしている最中だということだと思います。シフトの工夫ですとか、正規職員の配置なども柔軟に対応することで、私は直営のままでもさまざま開館時間をふやすというような検討もできるのではないかなというふうに思います。

ちょっと先に進めまして、開館日や開館時間をふやすということは、普通に考えて人をふやすか、あるいは仕事を減らすかということができなかったらできないことだと思いますので、そういった視点からも、いろんな工夫もすることも必要だと思いますけれども、あとはやはり機械化を進めて、人手を減らして、その分をほかの業務に携わることができないかというふうなことを考えて、自動貸出機の導入ということをちょっとお聞きしたいと思います。近隣の他の館でも取り入れがいろいろ進んでいると思いますけれども、図書の自動貸出機、あるいは自動返却機、あるいは無人の予約コーナーの貸し出しコーナーというもの、無人のまま予約の本を貸し出しできるというようなシステムはもうあったり、蔵書管理なども機械化できるというふうにも聞いてます

けれども、こういった機械化の検討というのは、最初の御答弁でも金額、費用面でかなりかかるというようなこともお伺いしましたけれども、具体的にどのような検討をされたのかお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 自動貸出機そのものの見積もりというのはとっておりませんが、ICタグと専用ゲートの設置について金額の確認をしたことがございます。導入の初年度につきましては、資料へのICタグの張りつけ費用、あるいは張りつけ作業代を含めた金額ということで、税込みで2,640万円ほどかかります。それから、次年度からは専用ゲート、中央図書館に2機、桜が丘と清原図書館に各1機ということで、あと専用端末、これを4台のリースを含めまして、年額が1,185万5,000円かかるというふう聞いております。なお、自動貸出機の本体購入費につきましては、1台当たり200万から300万円程度かかると、このように確認しております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 費用はかかるとは思いますが、タグづけの作業ですとか、あとはバックヤードでやってるほうの修理などを、市内の作業所といいますか、障害者の就労の場として行っているような自治体もあるようなので、いろいろ工夫をすれば私はできない金額ではないかなというふうに思います。また、人件費などと比較して、もう少し私はかかり過ぎるというふうに頭から思わないで、検討の余地はあるのではないかなというふうに感じます。

また、図書館システムの更新というのが、そろそろ時期が来ているようなんですが、今もバーコードで読み取るようなシステムを使ってると思いますけれども、それが事業者の事情によって、単純な更新ではなくて業者を変更するようになるというように少し聞いたんですけれども、そのことについていつごろの時期になるか、その状況について伺います。また、そのタイミングで今のようなシステム化というのを、タグを管理するというような方向で進めることはできないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在の図書館の図書館システムが、平成31年9月で契約期間が満了になりますので、10月からは新しいシステムに変更になります。現在こちらのシステムの更新に当たりまして、選定作業ということで準備を進めてるところでございます。この中では、ICタグの導入については、現在は検討は入っておりませんが、たとえこのICタグを導入する場合にも、業務としては別になりますので、やはり高額の経費が必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 全体を見ながら検討をされていってほしいと思いますけれども、人件費とそのランニングコスト、長期的に見て判断をしていただきたいと思います。近隣の東久留米市の例なんですが、地区館を指定管理者、導入をされているところで、ことしの4月からですか、中央館にも導入を検討されていたようですが、結局、検討した結果、自動貸出しじゃなくて自動返却機というのを導入して、それで直営で運営したほうがコスト面でもすぐれてるということで、指定管理者の導入を見送ったという話も聞いてますので、もう少し選択の全く余地がないということではなく、選択肢の一つとして検討を進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の指定管理者制度の考え方についてに移りたいと思います。

これまでもいろんなところでも発言をさせていただきましたけれども、この図書館の地区館に関して指定管理者制度を導入というのは、私としてはいろいろ疑問に感じるところです。そのあたりについて、幾つか伺いたいと思います。

これまで積み上げてきたもの、例えば図書館年鑑というのがあるんですが、2018年、平成28年度の実績によりますと、人口10万未満の市や区の中で、東大和市というのは蔵書数で第8位、貸し出し数では11位、図書館購入費では8位というふうな評価をされています。教育長の御答弁でもありましたけれども、この東大和市の財政の中で、図書館購入費をある程度維持して、地域に根差した文化の拠点になってる、そういった図書館に、私は今の図書館、なっているというふうに評価をさせていただきたいと思います。

学校や地域とのつながりですとか、文庫や読み聞かせの会とのつながりなど、非常に密にいろいろ行われていると思いますけれども、そこに指定管理者が入ることで、そういった継続性や連携が失われるのではないかと、一番の懸念のところでございます。例えば地元のNPOですとか、あるいは地元の本屋などが地域のことをわかっている、そういった団体が継続的に担えるというような指定管理ならまだわかりますけれども、特に図書館に企業が入ることについて、その問題点についての御認識をお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） ただいま議員のほうから説明のありました地域との連携という部分もございしますが、そのほかに具体的な懸案としまして一般的に言われてることにつきましては、営利目的の事業が行われるのではないかと、あるいは個人情報等の流出が心配されるのではないかと、図書館業務における技術力の低下を招くのではないかと、あと5年ほどで業者が変わってしまうため、雇用されてる人の労働条件等の悪化を招かないかと、こういったことが挙げられております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今挙げていただいたことが、本当に私は非常に大きな問題だなというふうに思います。企業でありますから、利益を追求しまして、安定した経営のためには人件費を、委託料を上げていくか、またはサービスを低下させていくか、人をどんどん減らして最低限のことしかやらないというような事例もよく聞きますけれども、そういった方向に走るしかないのかなというふうに感じます。また、指定管理にした場合には、その指定管理者に対する監督といいますか、そういった部署も新たに必要になるというふうに聞いてます。直営の契約の嘱託や臨時職員であれば必要ありませんけれども、指定管理になった場合には消費税などもかかってくるという話もあります。

あとは今回は地区館だけだから、そのあたりは大丈夫というふうな声も聞こえてきますけれども、やはり一体的な経営でないと中央館と地区館で利益の奪い合いみたいな可能性も出てくるのではないかとというふうに、私は非常に懸念するところです。市民の中には、市民はサービスを要求するばかりではなく、支え手になって、まさに市民が育てる図書館を実現したい、社会教育施設としての意義をしっかりと考えてる市民もいらっしゃることは、館長もいろいろお話を聞いて御存じだと思います。指定管理者を導入するよりも、私はむしろ市の司書資格のある職員をしっかりと育て、人数を減らしても働ける人、人数を減らしても動けるといふか、人をふやすほうが効率的でよい図書館になるというふうに考えます。いわゆる専門性を高めるということが大切で、専門性のある職員を市民も頼りにしていますが、そのような考えはないのかお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館といたしましても、職員の資質の向上を図るためにはということで、研修等への参加を積極的に行わせております。また、可能な限りサービスの内容ですとか、技術の向上という形で努めさせていただいております。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 今課長のほうから答弁いたしましたとおりでございますけれども、確かに図書館の中で司書の資格を持って一生懸命仕事してる職員もおります。ことでしたかね、職員が自発的に司書を取

りにいって、専門性を高めてるようなこともございます。そういう部分では、やはり役所の中の組織ですんでね、私のほうからも、課長のほうからも、やはり専門性を職員それぞれ高める、スキルアップするということも言ってくる必要があると思いますし、職員みずからもそういう資格を取ったりとか、そういうことをしながら全体的に図書館としての魅力っていいですか、資質の向上ですね、そちらのほうは図っていく必要があると思っておりますので、今後も職員にはそういうふうに話をしていきたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) せっかく司書を取っても、司書を取ったのにほかの部署に異動になってしまったというような方もいらっしゃるというようなふう聞いてます。図書館というのは、長期的な継続性が必要な施設というふうに言われてます。そのあたりも専門性を育てるという意味では、長期的にかかわれるような体制を、私はとっていただきたいと思います。

今回、地区館のほうの指定管理の導入という検討ですけれども、中央館に関しては将来的にも直営を維持するということによろしいでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 現在、私どものほうで検討してるのは、あくまでも地区図書館における指定管理者制度の導入についてであります。ただ、将来にわたりまして中央図書館へ導入しないというのは、ちょっとこの場では明言できないかなと思います。中央図書館への導入につきましては、仮の話にはなりますが、地区図書館に指定管理者を導入し、ある一定の年数がたち、評価、市民の皆様からの評価とか分析とか、いろんなことを経て、さまざま勘案した上で判断していくことになるんじゃないかというふうに思ってるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) これまで東大和の図書館が非常に評価をされてきたよい図書館に育ってきてる、市民も一緒になって育ててきたということだと思いますけれども、そういったことを、やはり私は手放してはいけないというふうに思います。それを、最低でも中央図書館は守っていただきたいと思います。そして、一体的な事業ということであれば、地区館も一体的に事業を進めるという意味でも、ばらばらにいついては管理上にも非常に労力、ほかの労力がかかってしまうと思います。中央館は直営、地区館は指定管理となると、またそこに直接指示ができないですとか、指定管理のための事務を別にやらなくてはならないとか、そういった現場の中でも知らずにトラブルになるというケースが、ほかの自治体でも多々報告をされてるところです。そして、効率の悪さから直営に戻しているという例も、佐賀市や出雲市など全国で15カ所もあるというふうに聞いてます。そのあたり、なぜ直営に戻したのかということも、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

指定管理制度を進めるさまざまな場面で、図書館は指定管理にはなじまないというようなことが言われていますけれども、そのことについての認識をお伺いします。

○社会教育部長(小俣 学君) 今議員のほうから、図書館への指定管理者の導入についてはなじまないというような発言が過去にあった、大臣のほうからもありましたし、学識経験者のほうでも、そういう話がされてるというのは認識しているところでございますが、それらの発言があった後も、後についても、さまざまなケース、自治体全部の図書館に指定管理者を導入したり、私どもの今検討してるような、地区館のみに導入をしたりとか、さまざまな指定管理者の導入がされてきてございます。ちょっと数字、短く言いますが、指定管理者の導入してる自治体の数を見ますと、総務省のほうで出た数字については、全国で17.4%で、前年同期比1.2ポイントの増加が見られております。東京都の調査でも、平成29年4月の公表では、都内で36.3%という

ことで、前年同期比、約2.0ポイントの増加傾向が見られております。そういうことを踏まえますと、指定管理者の導入というのは、サービスの拡充などの手法として有効であると、ほかのまちも、自治体も考えていることがわかりますので、そのような発言や意見などあったとしても、本市においても指定管理者の導入について検討する必要があるというふうには、認識してるところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 先ほど直営に戻したという話もしましたが、そういったところもぜひ検討をしていただきたいと思います。

私は、指定管理に出せば、事業者がうまくやってくれるというような期待が大き過ぎるのではないかとこのように思います。今まで積み上げてきたものを手放して、あるいは売って、開館時間延長を買うようにしか見えません。地域の社会福祉法人が介護福祉事業を指定管理で行うということと、株式会社が指定管理を行うということは大きく違うと思います。代償は非常に大きいと考えて、私は図書館は地区館だからといって指定管理を導入すべきではないというふうに強く訴えたいと思います。

1つ、エピソードとして御紹介したいと思いますけれども、先ほど部長から、東京都も36%ですか、入れてきているということをお紹介いただきましたけれども、私が読んだ資料によりますと、区部のほうで割と進んでるんですけども、区部のほうの図書館は移転や民間委託などの導入が進んで、その機会に、価値をわからない管理者が大量の本を廃棄したそうです。多摩地域では、直営でやるところがまだ多いと思いますけども、多摩地域では図書館の職員の有志により、多摩地域公共図書館蔵書確認システムというのをつくったそうです。バーコードを地域の図書館で読み取ったときに、多摩の全域で、全域の図書館で2冊以内の本には警告音が鳴って、廃棄を免れるということができるようになったそうです。それは、本当に地域に根差したサービスを地道に行ってきた専門職員がいたからこそできたことだと思います。そういった長年積み上げてきたものを、私は手放すことがないように、やはり指定管理者導入は、図書館には行うべきではないというふうに考えます。たとえ正規職員が担っていたところを、嘱託職員や臨時職員が担うことになっても、直営で維持すべきだというふうに思います。

もう少し時間があるので、最後に。今回、図書館の役割について質問するに当たって、中央図書館の書庫を見せていただきました。以前から蔵書の冊数が書庫の容量を超えているというようなことを聞いていたので、どのような様子かを見せていただきましたけれども、本当に本棚に入り切らない本が足元に、段ボール箱に積み上げられて飽和状態になってます。選書以上に除籍が難しいという話も聞いたことがありますけれども、指定管理者が導入された場合、除籍というのはどうするかお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 除籍資料の候補の選定につきましては、指定管理者のほうに委任することはございますが、最終的な決定は市のほうで行いますので、指定管理者のほうに自由に処分するというようなことは想定されておられません。

以上です。

○4番（実川圭子君） 公共の財産ですので、勝手に捨てられることはないとは思いますが、その最終的な判断というのはやはり職員が担うということで、またそこにも職員がかかわる必要があると思います。そういった意味でも、やはりいろんな手間がふえるよりも、私は直営でこのまま維持していくことを求めていきたいです。それと同時に、先ほどお伝えしました書庫の確保については、ぜひ御検討いただきたいです。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時38分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番として、清原市民センターにおける出張所機能の利便性の向上について伺います。

ちよこバス路線が変更になり、清原地域のちよこバスが通らなくて、市役所に行くのが不便になったとのお声を、これまでも何度か取り上げてまいりました。バス路線については、ことしの6月議会でも、市役所と清原市民センターなどをピストンバスでつなぐことが考えられないかとの質問に対して、向原地域を含める形で住民の方々の協力があれば可能性はあるとの答弁もいただいたところですが、いずれにしても今すぐにはいかない状況であります。

そこで、市役所に行けない不便さを訴える方に、どのような要件で市役所にお越しになるのか伺うと、多くの方々はさまざまな行政手続を行うためであるということでした。御存じのように、清原地域、中でも街道団地は高齢化率も大変に高く、福祉的な行政サービスを受けておられる方が大勢おります。そこで、市役所まで行かなくてもいいよう、清原市民センターの出張所としての機能を充実できないかと考え、質問いたします。

①として、現在行われてる業務内容と、その役割について。

②業務の拡充について。

ア、戸籍の取り扱いについて。

イ、障害福祉、生活福祉の相談と医療券の発行について。

ウ、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続について。

エ、自立支援について。

オ、東大和元気ゆうゆうポイント制度の景品交換について。

③として、今後検討され実行されるであろう市庁舎の総合窓口化とともに、出張所の機能も検討できることがあるのかお聞きします。

次に、大きな2番、幼児教育の無償化について伺います。

公明党は結党以来、子育て支援、特に教育費の負担軽減を一貫して主張し、実現してまいりました。改めて申し上げるまでもなく、今では当たり前となっている義務教育の教科書無償配布も、結党前の1963年、小学校教員から参議院議員になった女性議員が、家計が厳しく教科書が買えない子供たちの状況を国会質問で訴え、当時の首相が無償化の方針を表明、対象年齢を段階的に拡大し、1969年度に完全無償化が実現しました。また、こちらも今では当たり前となっている児童手当についても、結党前から主張し、地方自治体から取り組みを始

め、1972年1月、国の制度としてスタートさせることができました。そして、1999年、連立政権に参画した以降も、対象年齢や支給額を6回にわたり拡充してきました。幼児教育の無償化については、2006年から党の重点施策に掲げ、一貫して主張、2012年、民主、自民、公明の3党合意に基づく社会保障と税の一体改革では、従来の社会保障である医療、介護、年金に子育て支援を加え、全世代型の社会保障充実のために消費税の増税分を充てていくことを主張いたしました。そして、2012年12月、自公連立政権発足に当たる政権合意文書に、幼児教育の無償化の推進を記載させ、2014年度以降、低所得、多子世帯に無償化の対象化を段階的に拡大してきました。そして、来年、2019年10月の消費税10%引き上げに当たり、増収分を教育負担の軽減に充てるべく、3歳から5歳児の幼児教育の無償化がスタートいたします。そこで、幼児教育の無償化に向けての東大和市の取り組みについて伺います。

①として、無償化となる事業について。

ア、無償化開始の時期と対象年齢について。

イ、対象となる事業（保育園、認定こども園、幼稚園、延長保育、病児・病後児保育、障害児通園施設、ベビーシッター等）について。

ウ、利用料以外の通園費、給食費等、また一時預かり保育についてお聞きします。

②として、市民への周知について伺います。

次に、3番、生活困窮者自立支援法等の改正に伴う当市の取り組みについて伺います。

生活保護に陥る手前のセーフティネットとして、制度のはざままで苦しんでいる人たちを支えるための生活困窮者自立支援制度は、2015年度、公明党のリードにより施行されました。この制度により、自立相談支援、就労準備支援、就労訓練、一時生活支援、住居確保給付金の支給、家計相談支援、生活困窮世帯の子どもの学習支援ができるようになり、施行後、2年間で約45万人の新規相談を受けています。その結果、約6万人が就労、増収を果たすなど、着実に成果を上げてきました。同制度は、施行から3年後の見直しを行うことになっており、本年6月1日に同法のほか、生活保護制度等も強化、拡充される改正法が成立しました。

そこで、改正に伴う当市の取り組みについてお聞きします。

①として、生活保護世帯の子供の大学進学についての改正後の変化と当市の取り組みについて。

②関係部署が情報共有を行う支援会議の実施について。

③就労準備支援、家計相談支援の一体的な取り組みについて。

④社会的孤立が支援の対象になったことでの当市の取り組みについてお聞きします。

次に、4番、道路の空洞化対策と市道1号線の改良について伺います。

道路の空洞化調査については、会派として何度か質問し、ことしの夏に行われた調査とその後の道路保全の対応についても確認をさせていただきました。しかしながら、特に市道第1号線で空洞化が大きかった付近の道路については、以前から歩道の段差など幾つかの問題を抱えているところもありました。そこで、改めて空洞化調査の結果と道路保全のあり方についてお聞きします。

①として、道路の空洞化調査について。

ア、これまでの調査と対応について。

イ、今後の取り組みについて伺います。

②として、市道第1号線の改良工事について。

ア、これまでの取り組みについて。

イ、現在の課題と今後の取り組みについて。

ウ、空洞化調査の結果との関係性についてお聞かせください。

次に、5番、通学時の重過ぎる荷物についてお聞きします。

この夏、行った公明党の100万人訪問調査運動の中で、通学バッグが重過ぎるとの声が寄せられました。公明党では、早速、参議院文教科学委員会でこのことを取り上げ、その後、9月6日には文部科学省から都道府県の教育委員会に、登下校時に持ち運ぶ教科書や学用品の重さや量に配慮を促す事務連絡がなされたとお聞きしています。通学かばんが重いことは、私自身も子育ての中で実感してきたことであります。また、近年は学習内容の増加に伴い、教科書のページ数がふえるほか、道徳、小学校英語など新教科も加わり、持ち運ぶ教科書がふえています。

そこで、伺います。

①として、通学時の荷物の重さに対する市の認識について。

②として、重さを軽減するための対応についてお聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、清原市民センターの業務内容とその役割についてであります。業務内容といたしましては、センター全体の施設管理、証明書等の交付事務及び税等の収納事務を行っております。また、高齢者の居住が多い地域の実情を踏まえ、証明書等の交付など利用頻度の多いサービスの提供を行うことで、利便性の向上に資する役割を果たしているものと認識しております。

次に、清原市民センターの業務の拡充についてであります。現在、清原市民センターで行っております証明書等の交付事務及び税等の収納事務などにつきましては、平成18年6月に行政改革の一環として廃止した清水出張所の機能を一部、代替的に担うために開始したものであります。清原市民センターにおいて、新たに戸籍の取り扱いや福祉に関する各種相談及び医療券の発行、国民健康保険等に関する手続を開始することは、各分野の専門的な知識を持つ担当者の配置や、手続及び相談を受け付ける業務スペースの確保が必要となるなどさまざまな課題が挙げられます。また、東大和元気ゆうゆうポイントの景品交換につきましては、事業の受託者である社会福祉協議会が景品保管場所において、1人当たりの年間交換数を確認しながら交換する必要があることから、他の場所での交換は現在行っていないとのことであります。業務の拡充につきましては、情報収集を行いながら研究してまいりたいと考えております。

次に、清原市民センターにおける総合窓口導入の検討についてであります。総合窓口によるワンストップサービスを提供する場合には、職員が複数の業務の知識を持ち合わせる必要があり、人材育成が必要であることや、フロアの改修、窓口業務の見直し、組織改正、予算確保等の課題が挙げられます。こうしたことから、現時点では清原市民センターへの総合窓口導入については難しいものと考えております。

次に、幼児教育の無償化の開始時期と対象年齢についてであります。幼児教育の無償化につきましては、国において検討を進めており、現在では平成31年10月1日からの実施を目指すこととされています。また、対象年齢は世帯の認定区分により異なりますが、3歳から5歳までの全ての子どもたちと市民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子どもたちが対象とされています。

次に、対象となる事業についてであります。事業としましては幼稚園とその預かり保育、保育園、認定こ

ども園、小規模保育等の地域型保育、その他、認可外保育施設や障害児通園施設等といった日常的に利用する事業から、病児・病後児保育等の一時的に利用する事業まで、未就学児をお預かりする多くの事業が対象となります。なお、国においては複数の無償化事業を並行利用する場合は、公平を期すために一定の制限が設けられる方向で検討されているところであります。

次に、利用料以外の費用についてであります。幼児教育の無償化では利用料の負担軽減を主な目的としており、通園費や給食費等の実費徴収については対象外となる見込みであります。また、一時預かりにつきましては、無償化の対象となりますが、一定の条件が設定される見込みとなっております。

次に、市民への周知についてであります。市公式ホームページや子育て応援アプリ「東大和スタイル」において、内閣府の関連ページへのリンクを張り、周知しているところであります。

次に、生活保護世帯の子供の大学進学について、生活困窮者自立支援法等の改正後の変化と市の取り組みについてであります。このたびの法律の一部改正に伴い、大学等に進学する方に対して、進学時に必要となる費用に充てるため、進学に伴い転居する方には30万円、自宅から通学する方には10万円を支給する進学準備給付金制度が創設されました。市としましては、進学準備給付金制度が平成30年1月1日に遡及して適用されたことから、対象となる平成30年4月に大学等に進学した生活保護世帯に対して説明を行い、進学準備給付金を4人に対して支給しております。

次に、関係部署が情報共有を行う支援会議の実施についてであります。現在、市では地域の関係機関との連絡調整、ネットワークの構築及び情報共有等を目的とする東大和市生活困窮者自立支援調整会議を設置しております。この会議には、民生委員、児童委員協議会、商工会、高齢者ほっと支援センター等から参加いただいておりますことから、今後、本会議におきまして法により新たに規定された支援会議をどのように構築していくべきか、意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、就労準備支援、家計相談支援の一体化の取り組みについてであります。生活困窮者の総合相談窓口であります東大和市暮らし・しごと応援センター そえるにおいて、自立相談支援事業におけます相談支援を実施しております。相談員は、専門性に基づく多角的な視点から、相談内容により必要に応じて就労準備支援事業、家計相談支援事業を一体的に行っております。

次に、社会的孤立が支援の対象となったことでの市の取り組みについてであります。東大和市暮らし・しごと応援センター そえるでは、さまざまな問題を抱えた方に対する相談を行っておりますが、ひきこもりなどの社会的孤立の方に対しましては、訪問による相談等の支援を行っております。

次に、道路の空洞化調査と対応についてであります。空洞化調査は近年開発された道路を掘削することなく、路面下の空洞を推定するという調査方法であります。民間事業者が実施しました市内3路線の調査結果で、7カ所が空洞化していると推定された箇所について、平成30年5月に詳細調査を実施し、推定どおりの空洞を確認しました。空洞化した箇所の対応につきましては、早急に対応する必要がある2カ所について、平成30年7月に道路補修工事を実施しました。また、残り5カ所につきましても、平成30年10月に地表面から細い穴をあけて充填剤を充填し、空洞をなくす工事を実施しました。

次に、今後の取り組みについてであります。空洞化調査は道路を利用する市民等の通行者の安全を確保する上で、予防保全対策として有効なものであると認識しておりますが、道路の路面下には水道管やガス管、下水道管、電線管などの占有物件が多数あり、基本的には当該事業者が対策を進めるべきものとする部分もありますことから、道路管理者が実施していくことについては、さらに調査研究していく必要があると考えてお

ります。

次に、市道1号線改良工事の取り組みについてであります。平成20年度、平成21年度の2カ年で、東大和市駅前交差点から、市道第3号線、けやき通りまで間の車道舗装補修工事を実施し、平成25年度から平成28年度までの4カ年で第三小学校周辺の歩道拡幅と車道舗装工事を実施しております。また、浸水対策といたしまして、平成30年7月に東大和市駅前交差点東の道路冠水する箇所に、既設雨水集水ますの浸透化工事を実施しております。

次に、現在の課題と今後の取り組みについてであります。東大和市駅前交差点から市道第3号線、けやき通りまでの区間につきましては、歩道幅員が狭く、道路構造が現在の道路設計基準に合致していないことから、歩道拡幅が必要な路線であると考えております。今後、道路舗装の劣化の進行や浸水対策の検討の状況を踏まえて、適切な時期に事業化していく必要があると考えております。

次に、空洞化調査結果との関係についてであります。市道第1号線の路面下の空洞化は、東大和市駅前交差点から市道3号線、けやき通りまでの区間において3カ所発見されましたが、いずれも埋め戻し土の転圧不足を主原因としました小規模のものであり、既に解消していることを考えると、今後の道路改良工事の実施に影響するものではないと考えております。

次に、通学時の荷物についてであります。重さや量につきましては、児童・生徒の身体の健やかな発達に影響を生じかねないことなどの懸念があることから、それに対する配慮が必要であると認識しております。各学校におきましては、従来からさまざまな取り組みを行っているところではありますが、今後も児童・生徒の荷物の重さや量について、必要に応じて配慮できるよう努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○**学校教育部長（田村美砂君）** 通学時の荷物についてであります。学習指導要領の改訂などの影響により、以前より教科書のサイズが大きくなったり、ページがふえたり、ドリルや資料などの荷物がふえたりといった傾向が見られております。このことにより、児童・生徒の持ち物が重くなっており、児童・生徒の身体の発達にも影響が生じかねないなどの懸念があるものと認識しております。これまでも各学校では、教科書や教材等のうち、何を児童・生徒に持ち帰らせるか、何を学校に置くことにするかについて、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考慮して取り組んでおります。今後も児童・生徒の荷物にかかわる配慮について、国の示す学校における具体的な工夫例を参考にしつつ、保護者とも連携して適切に対応できるように働きかけてまいります。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まずは清原市民センターの業務内容についてということで、壇上でも申し上げましたとおり、なかなか行けなくて困ってるという方がおられます。今までもこのお話は何度かしてきましたけれども、確かにバスを使えば市役所まで来る路線が確保をされておりますけれども、だんだん90代でも1人で暮らしてる方がふえてきたりしておりますので、やはりこの超高齢化社会に向けて、来ていただくということを前提に考えていくだけでは、行政サービスとして足りないのではないかなというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願

たします。

それでは、現在行われてる業務ですけれども、今使っている利用頻度が高いサービスというのは、具体的にどれぐらいの数字があるかわかりでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 証明書発行業務におきましては、住民票、印鑑登録証明書、市・都民税課税非課税証明書など、それから収納業務といたしましては、市・都民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料などが多い状況でございます。29年度の実績といたしましては、証明書発行件数が5,517件、収納事務取り扱い件数が5,184件となっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。それなりの数が、やっぱりあるなというふうに思っております。

それで、今回この業務の拡充について考えるときに、本当に隣接市だけですけれども、どうなっているのかホームページを確認をさせていただきまして、この個別に挙げさせていただいた業務は、近隣市ではちょっと取り扱いがされてるかなって思うようなものでございまして、これが東大和市の出張所である清原センターで、今なぜ行われてないのかという疑問を持ちました。

まず戸籍の業務なんかについても、隣接市、武蔵村山市、東村山市、小平市のホームページを確認をさせていただきましてけれども、この戸籍の取り扱いがされておりますが、当市ではやっていないのはどうしてなのかなということをお伺いしたいと思います。

○市民課長（山田茂人君） 現在、財政的な面及び職員体制の両面で課題がございまして、現状の職員体制下におきましては、専門性を要する戸籍業務を行うことは難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

次に、障害者福祉、生活福祉についてのことでございますけれども、相談業務はともかくとして、医療券の発行なんかも、市役所行くの大変なんだというふうに伺いましたので、これが今後取り組めるようになるには、どうしたらいいのか教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 医療券の発行についてでございますけれども、原則、生活福祉課の窓口で申請していただいておりますけれども、さまざまな御事情で市役所に来ることができない場合には、電話によって状況を確認し、医療券を医療機関に郵送する対応を行っております。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉の医療証に関してでございますが、心身障害者医療費助成の医療証につきましては年に1回の交付ということで、そちらにつきましては対象者の方には郵送で交付を行っております。

以上です。

○19番（東口正美君） 困らないようには、今はなっているということだと思います。

あと、他市ではこのガソリン費の補助のことなんかも取り扱ってるようなんですけれども、当市では行われていませんが、この辺のことも教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 武蔵村山市や小平市におきましては、ガソリン費助成の申請の期間に申請書の受理を行っておるといふふうに伺っております。当市におきましては、市の本庁において行っておるといふ状

況でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） それは出張所ではできない業務なんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 実際に領収書等を添えて、金額の申請をしていただくというところですので、現状では本庁で年に4回ですけれども、実施しておるという状況でございます。

○19番（東口正美君） ガソリン費なので、ガソリンで車に行く足のある方なので、ここは置いておこうかなと思ってます。

次に、国民健康保険、高齢者医療、国民年金という、手続きが生じるのがどういときかなと思うと、やっぱり結婚したりとか亡くなられたりとか、ちょっとこの辺は戸籍が絡むことがあるので、後の関係性もあるのかと思うんですけども、他市では葬祭費の申請などもやられてるようなんですけど、こういう取り扱いが今後できる可能性があるのかどうなのか教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 葬祭費、その他も含めまして、各事業の届け出、申請等につきましては、その場でその内容ですね、そういったもののチェック、それとあわせて制度の説明、そういったことが欠かせませんので、現状におきましては受け付け等は行っておりませんが、他市の状況を伺った中では、お預かりするだけのような形で、何か不備があれば、また御説明しなければいけない内容があれば、後日というような取り扱いをしてるところがございますので、そういった可能性について考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、エの自立支援の相談なんですけど、大きな3番の項目で、この辺、詳しく触れさせていただきたいと思っておりますけど、ア、イ、ウよりも私はエが出張所でできたらいいなと思っております、当市にそえるという部署がありますけれども、この人たちが、例えば毎日いなくても、曜日を決めて相談支援をするようなことを考えたことがございますでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） そえるの相談につきましては、人員体制やプライバシーの確保などを考えますと、難しいというような状況もございまして、曜日については考えた状況はございません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） アウトリーチができるということで、電話でお申し込みをして、相談がある人には恐らく訪問で相談に乗っていただいている状況もわかっておりますが、以前から私がこの街道団地の中にあったらいいなと思うのは、対面でふらっと立ち寄って困ったことを相談できる場所ができたらいいなというふうに思っているんですね。なので曜日が限定であっても、何となくこのことどうしたらいいのかしらというようなことを相談できることがあれば、一番いいなと思っております。そうすると、戸籍とか障害とか年金とかいろいろありますけど、そえるが取り扱ってる業務は非常に幅広い問題に対して、話を聞いてくれて、問題を整理してくれて、道筋を立ててくれるというような業務を行われてるというふうに理解をしているので、そういう方が曜日限定でも何らかいてくださって、とりあえず話を受けとめてくださる。先ほど葬祭費の取り扱いなんか、とりあえず受け付けるということをしてるというのを聞くと、そういう機能が何とかプラスできないかなというのが、今回の質問の一番、私が望んでいるところであります。

と言いますのも、ホームページ上を見ただけでも、業務内容も近隣市に比べて少ないですし、何となく市民

センターに行ったら、困ったときに、あの日に行けば、とりあえずお話を聞いてもらえるという満足感が住民の皆様にあるのと、これしかできませんよというふうに帰されてしまうのとでは、大きく機能が変わってくるのかなというふうに思っていて、この点を一番、今後ここを考えていただけないかなと思っている点でございます。

続きまして、元気ゆうゆうポイントの景品交換。これは今、社協の事務所で行われていると思うんですけども、これは清原だけではなくて、ほかの地域からも、あそこに行くのが大変なのでもう少しほかのところで景品交換できませんかという声はございますので、この清原市民センターでもできるような仕組みを考えていただいて、少し地域に広げてもらえないかなと思っているんですけども、この点はいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まずポイント制度の景品の交換の場所でございますけれども、これは主に2つの理由で社会福祉協議会の事務所ということにしております。社会福祉協議会は、景品交換につきましては、その景品の調達、保管、交換という一連の仕事を請け負っております。この景品そのものは、1つが500円から600円の間というふうに、廉価——非常に安いものでございます。ですので、交換希望者が来場した際に、その場で交換することが適当なものというふうに認識しております。このため、景品の保管場所で交換することが効率的であろうと、このように考えました。これが1点目でございます。

2点目でございますが、その交換回数において管理をしているということが理由として挙げられます。景品交換というものは、30ポイントごとに景品と交換をするということでございますので、獲得するポイントが大きければ、多ければ多いほどたくさんの景品と交換することかできると。一方、景品にかかる予算というものは限られておりますし、それから多くの方に景品が行き渡ることがふさわしいと。このため、ポイントの取得ペースの速い方に景品が偏らないように、年間3回までという回数制限を設けております。このため、景品交換の際、その交換回数を確認する必要があることから、社会福祉協議会の事務所がふさわしいものと、このように判断いたしました。

以上であります。

○19番（東口正美君） できない理由はわかるんですけど、できるように工夫をしてもらいたいというふうに思っています。

ア、イ、ウ、エのとはちょっと違う、この元気ゆうゆうポイントの景品交換につきましては、介護予防のために行われていることございまして、この清原市民センターには老人福祉会館も隣接しております。運動するよりも、人と会っておしゃべりすることのほうが介護予防につながるというのは、前回の質問でさせていただいたんですけども、この景品交換をするのに、例えばたった1日だけだったとしても、その地域の人たちが、社協にバスに乗っては行けないけど、自分の足でそこならもらえるに行けるという人たちが、その日、集ってきて、和気あいあいと景品を交換している光景というのが非常に浮かぶわけですね。それは非常にこの元気ゆうゆうポイントが目指すところの介護予防ということにつながるのではないかと、ふだんはAグループでしか活動してないけれども、この日は10カ所ぐらいのグループの人たちが景品もらいに行きますというような、人とのコミュニケーションがととても取りやすいような場面を想定すると、何とかできない理由を乗り越えて、できる工夫をしてもらいたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この景品交換の場所を拡大できないかということに関しましては、社会福祉協議会とも話し合いました問題は共有しております。社会福祉協議会といたしましては、この回数管理につきましては、エクセルで管理しているということで、それからさらに景品もそんなに大きくないことから、移動して

交換に応ずるということも可能であろうということは意見として伺っております。ただ、扱うデータが個人情報でありますので、さらに景品の運搬もございますから、体制としては2人体制で対応することになるのではないかと。そういたしますと、現在の委託契約におきましては、職員が外出して景品交換をするということは想定されておりませんので、委託料の人件費相当額を増額して対応してもらいたいと、こういう意見でございます。市の財政事情を勘案いたしますと、人件費相当額を追加で支払うということは、費用対効果も未知数であることから、直ちに採用することは難しいというふうに考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） 何とかそこを、ずっととは言わないので、春1回、秋1回みたいな、日和のよさそうな時期に、皆様がわいわいとしてる姿が見えるといいなというふうに思ってますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ごみの無料配布の人たち、これ100枚、年間もらえる、ごみ袋ですね。最初の年は市役所で申請だけということで、その100枚を持って歩くことも大変な方たちが対象者になっていて、これをもらいに行くのにタクシーを使われる方もいたし、お友達にらせてもらってたりとかという方もいたし、それを今、清原市民センターで配布をいただいているので、それだけでも物すごく喜んでくださってますので、やはりできないことは、理由はたくさんあると思うんですけども、一步そこを、できるようになったときには、本当に住民の皆様たちの喜びは大きいので、あそこの出張所が市役所の利便性のためではなくて、市民への行政サービスのところになるような発想になってほしいなと思っています。

そうすると、3番に行くんですけども、ちょっと私が聞いたこととは答弁の内容が若干食い違ってたかなと思っているんですけども、センターを、あそこの出張所を総合窓口化してほしいということではなくて、市の窓口を総合窓口にしていくというのは、私の理解では、今回納税の部門が一步、先んじたと思うんですけども、受け付け業務と中で行う業務、専門的な業務と切り分けて、受け付け業務がやるべきことを整理していく中で、今回委託をしたと思うんですけども、総合窓口化というのも、窓口業務というのを横断的に切り離して、専門的なものは多くのより専門性を持っている市役所の職員がやる事業と、立て分けて考えていったりとかということがなされた上で行われると私は理解してるんですけども、そうなったときにこの出張所の業務も、先ほど言ったように1日だけでもいい、市役所の全般的な行政サービスの受け付けをしてくれる人が出張所に週1回は来てくれるみたいなことが、市の窓口業務を全体的に考えるときに、一緒に考えてくださいますかという質問だったんですけども、その点、もう一度確認させてください。

○企画課長（荒井亮二君） 総合窓口の導入ということで、市民センターへの導入というところでございますが、現在、市の本庁舎ですとか、そういったところの窓口の業務の見直しですとか、そういったところも行政改革大綱の取り組み事項というところで、検討のほうさせていただいてございます。そちらの対象範囲でございますけれども、やはり本庁舎と今回、外の施設ということで市民センターも、一つその対象範囲に入ってくるかなというところで、あわせて検討してるところでございます。

ただ、市長答弁等で御回答もさせていただいてございますが、本庁舎並びに外施設におきましても、そのフロア、総合窓口を仮に移動した際の課題というところが、非常に多くあるというところでございます。このあたりも含めまして、今後、研究、情報収集のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私は既にいろんな情報収集、検討して下さってると思っはいるんですけども、

なのでちょっと、もし情報収集、検討してるということであれば教えていただきたいんですけども、例えばマイナンバーカードのコンビニで導入されてるような端末機を、導入についての考え方とか、また今社会的インフラとなっているコンビニなんかも、一部導入をして連動してやっていくようなこととか、例えばコンビニなんかでは一部、介護の相談事業を取り入れてるようなところもありますので、広くこの窓口業務ということ考えたときに、いろんな選択肢をきっと考えてらっしゃると思うんですけども、今言ったようなことで何か検討されているようなことがあれば、もちろん結論が出てないことだと思いますけれども、その辺、検討していただいているのかどうかお聞かせください。

○企画課長（荒井亮二君） 市の庁舎、市民センターも含めてでございますが、そこにコンビニエンスストアを導入できるかどうかというところにつきましては、当市でもこれまで情報収集をさまざましているところでございます。ただ、一方でコンビニエンスストアの関係者の方に、参考にお話をお伺いいたしますと、まず出店に当たりましては、非常に重要なのは採算性の確保というところ、またそして店舗のスペースの確保というところ、この2つは非常に重要な要素になってくるというところで伺ってございます。採算性というところでございますが、やはり一定定数の集客を見込める場所というところが大きな条件になってございますので、こういったところで市の庁舎、また市民センターですとか、そういった場所がその条件に合うかというところで、非常に大きな課題になるかというふうに分析してございます。また、コンビニエンスストアにおけますその他の相談業務ですとか、そういったところにつきましては、まだ具体的な情報収集ですとか、研究してございませんので、はっきりとしたところにつきましては、今後、情報収集しながら研究をしていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

いずれにしても、今回のこの出張所の業務を拡充してくれませんかということに対しては、答弁では、清水出張所の機能を行革の一端で少し縮小して、清原市民センターの中に入れたということでございますので、これを縮小ではなくて拡大してほしいということは、根本的な考え方を変えない限りはどれも取り組めないのかなというふうに思っているんで、この清原地域、街道団地における高齢化というのは、恐らくこの傾向は今後も考えられることだと思いますので、歩いて行ける距離に安心の行政サービスを提供してもらいたいということをおっしゃっているんですけども、この点についての御答弁をお願いいたします。

○企画財政部長（田代雄己君） 清原市民センターの関係でございますが、今議員のほうからお話ありましたように、まず清水出張所が行政改革の関係で縮小、廃止ということになりまして、その代替機能としまして一部事務を変更する形で清原市民センターが継続してるということです。その当時は、清水出張所の取り扱い件数の約95%をカバーできるというところで、取り扱い業務を決めてきたようなケースになっております。そういうことありまして、そういう経過がありますので、やはりその行政改革という一環もありますので、市の方向性としては廃止の方向を踏まえつつ、住民サービスを生かしたというような考え方がありますので、そういう経緯も踏まえながらこれは判断していく必要があるんじゃないかと思っております。また、現時点では郵送や代理人による対応を可能にしてるとか、期間を限定しまして臨時的受け付け等も行ってます。また、今ではコンビニエンスストアで証明書の交付サービスなんか受けられますので、そのことも勘案しまして、今後、その情報収集や研究していく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） いずれにしても、皆さんに満足いただけるようにするにはという観点を、ぜひ持っていただいて、例えば東京都住宅供給公社も週に1回だけは来てくれていて、そこで受けられるものは受けていただいて、やっぱりここじゃだめだから立川へ行ってくださいね、渋谷へ行ってくださいねっていうような振り分けをされていたりもしますので、何とかそのところを、とりあえずだけど、清原市民センターに行ったら問題が整理されて、その人たちのニーズが解消されるというふうになるにはどうしたらいいのかということで、今後、取り組みをいただければというふうに思っております。

以上で、1番目の質問は終了いたします。

続きまして、幼児教育の無償化について伺います。

この時期と対象年齢ということですけど、来年の10月からって言われてしまうと、4月はどうなるのというような、4月からはどうなるのというようなことが単純にわからないなというふうに思ったのと、3歳から5歳ということですけども、御答弁だとちょっと対象年齢は世帯認定区分によりみたいなことが書かれていて、単純に年中、年長さんからという感じではないのかなという、この辺がちょっとすっきりしないんですけども、教えていただければと思います。

○保育課長（関田孝志君） 4月はどうなのかなというお話の中では、4月については従前どおりという形で、10月になったら急に変わるというような方向でございます。また、その認定区分によって違うというのは、やはり保育は必要か否かという認定を1から2、3というふうに認定の区分が分かれてございます。この区分によって変わってくると。基本的には、その無償化を利用するというふうになる方は2号認定、もしくはそういう認定を、認定とは言っていないですね、認定に近いような中身の認定をいただくというのが、何かちょっとぼやぼやした感じなんですけど、そんなような説明を受けてるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、国の方針が決まらない部分で、現場が大変な思いしてるとは思うんですけど、でも私が今、来年、3歳になる子を抱えてるとしたら、やっぱり教えてもらいたいな、わかることだけでも知りたいなという視点で、ちょっといろいろ聞かせてもらえればと思います。そうすると、対象となる事業は、今回この広い意味で、3歳から5歳までの無償化を対象にしていこうという国の方向性は見えるんですけども、例えば一番わかりやすいのは保育園の3歳から5歳、認定をもらってる人たちは無償化になるだろうと思うんですけど、ここで保育料というのは、世帯の収入によって変わっていくものだと思うんですけども、いわゆる無償化の上限額等を超えて、保育料を払っているような人たちもいるのか、ちょっとこの辺が気になる場所なんですけれども。

○保育課長（関田孝志君） 保育園の例で申し上げますと、保育園のほうで一番高い人は5万幾らというような形で収入認定がされてる方もおります。基本的には、この無償化に当たっては基準額は3万7,000円というふうに決めてございますが、保育の利用に当たって、その金額が幾らなのかというのは、サービスの金額は幾らなのかというのは出されておりませんので、基本的には全国平均で3万7,000円と言われてて、その利用に当たっては、その金額ではなくて全てのサービス、保育で通常にかかっている部分、今まで保育料を通して払っている部分の対応の経費については無償になると。基本的な考え方とすれば、今まで払っている金額以上にはかかることはない。基本的には無償化によって高くなる人はいないという前提でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） この辺はやはり個々のケースで丁寧な対応をしていかないと、誤解が起きてしまうか

なというふうに思います。

次に、認定こども園も、恐らくこの保育認定を受けている人たちは同じかなと思って、ちょっと時間がありますので飛ばします。

幼稚園ですね、幼稚園も無償化対象になると思うんですけども、いわゆる今までの保育園の保育認定ということではなくて、普通に幼稚園に通っている人たちはどういう無償化の恩恵があるのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 幼稚園に通ってる方については、仕事をしてるしてないにかかわらずというような形で、御利用いただいているかと思います。ここについては、国のほうからの通知によると、一定額の上限がございます。その金額は2万5,700円ということで、その上限額を超える分については、利用者負担ですよという形で、基本的には現物給付ということで、償還払いというような形ではなく、金額を今、例えば3万円かかるところのうちの2万5,700円分は無償化の部分ですよ、その差し引きの額を保育料という形で、園側が受領するというようなスタイルになろうかと思います。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さらに預かり保育との併用ということがありますけれども、これについては私の理解だと、保育認定があった場合に預かり保育の部分も国からお金が出るというのが、済みません、しゃべっちゃいます。3万7,000円までという、2万5,700円に対して上乘せ分だというふうに理解をしてるんですけど、ここでこの幼稚園の授業料と延長保育の金額を無償化の上限の3万7,000円まで受けるためには、保育認定が必要だと思うんですけども、それで間違いがないでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） それにつきましては、通常、新制度に移行した園についても、保育認定というような形で1号認定を受けてるかと思いますが、この場合、延長部分がございますので、保育に欠ける要件が必要となります。ですので、2号認定をもらっている方については、その部分も対象になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうすると、ここところが、もう既に保育園の申し込みが始まっているところで、例えば幼稚園のほうに近いんですけど。保育園はちょっと遠いんですけど。同じだけ無償化の恩恵があるんだったら、保育園じゃなくても、幼稚園でも私のお仕事したり、生活スタイルに合ってるわっていう人たちは、ちゃんと保育認定を受けなきゃいけないというようなことを、市民の人たちが御理解してると考えているのか、そのインフォメーションの工夫みたいなことが現在されているのかどうか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在のところはわからないことが大半だという中では、このような御案内はできていないという状況でございます。実際問題、幼稚園を選ぶ方については、かつ長時間利用するという方については、今後、情報が出次第、順次お伝えをしていくというような形になろうかと思います。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今も保育コンシェルジュさんに大活躍をいただいておりますけれども、さらにこの個別の対応が必要になってくると思うので、この辺の事務負担はやっぱり重くなっていくのかなというふうに認識しております。さらに無償化における病児・病後児保育も、この対象というふうになっていきますけれども、これもちょっと理解がなかなか難しいところですけども、どのような制度になっていますでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 病児・病後児保育について、無償化の対応にするという方については、基本的には認可外の保育施設を利用している方ということになります。保育園について、認可の保育所に保育園を利用し

ている方については、もう既に満額使われてるというふうを考えてございますので、ここの分も合わせて、病児・病後児保育を使う場合にも、認可外プラス病児・病後児で上限が3万7,000円ということになりますので、です。病児・病後児が無償化になる人は、本当に一握りの方ではないかというふうを考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

次に、障害児通園施設というのも対象になってはいますが、これは当市におけるやまとあけぼのは対象になるのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） やまとあけぼのですと、毎日、通ってる人はいいと思うんですけども、通常の保育園と両方かかっているような人たちもいるのではないかと思いますけれども、この辺はどうなりますでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 現在のところ、並行通園というような方はいません。ですが、もし並行通園があらわれた場合には、双方とも無料になるという考え方でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） これ双方無料になるということは、非常に大きなメリットだなというふうに思っております。この辺のアピールも、よろしく願いいたします。

ベビーシッターについて、これは居宅型保育ということですが、これも当市では今のところ該当がないと考えておりますけれども、これが使えるような条件というのも教えてください。

○保育課長（関田孝志君） こちらについては、一応、認可外扱いになりますので、基本的には保育認定をいただいた方というような形になります。実際、今のところ利用はないという状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。広い意味で無償化対象だということが、おわかりいただければいいかなと思います。

さらに、今保育園に3人お子さんを通わせてる人たちは、1子目が満額だとしたら2子目が半額で、3番目がただになるというような仕組みになってると思うんですけど、今御心配いただいているのは、1人目は無償化になるけど、2人目が満額になっちゃうの、3人目はどうなっちゃうのというお声をいただいているんですけど、この辺はどうなりますでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） こちらも従前のスタイルと変わらず、第1子目が無料になったとしても、第1子カウントをしますので、第2子が半額、第3子はゼロ円というような形になります。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 安心して保育を受けられるということで理解をしました。

続きまして、利用料以外のところで、無償化になるのかどうかということをお伺いいたしておりますけれども、例えばバスで通う場合の通園費など、また給食費の問題は少し国でも問題になっておまして、ここが幼稚園の給食費の支払いと保育園が違うということも含めてあるんですけど、この辺の状況がわかることを教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 通園費に関しては、幼稚園なんかでは選択制になってるかと思います。ですので、基本的には対象にはなりませんよと、実費負担でお願いしたいと。給食費については、全員、給食ついてると

というのが前提かなというふうに思われますが、これ幼稚園と保育園によって違うんですが、幼稚園については通常どおりお金を、今までもとってるかと思えます。今後についても、多分とるであろうというふうに思っています。保育園につきましては、今までは基本的には、一部は保育料に入っていて、もう一部については市なり東京都なりが負担して払ってますので、本人負担は基本的にはないというような状況でございました。今後に向けては、市の一財を振るうか、東京都のほうで新たな政策として盛り込むか、国はいずれにしてもとるんだという方向だとは思われます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なので、この辺、若干実費が出てくる可能性もゼロではないのかなということ、ちょっとここ知っとかなきゃいけないかなというふうに思っています。

続きまして、一時預かり保育というところなんですけれども、当市で今も、多分、一時預かり保育に預けながらお仕事をされてるというような方たちもいらっしゃると思いますが、ここもやはり保育認定を受けることで、一時預かり利用料なども出していただけるのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） こちらのほうも、やはり保育認定というのが必要になります。保育認定によって、無償化というような対応になるかと思えます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。さまざま変化がございますので、今、その次に行きます。

周知のことは、国の施策を張りつけてますよということだったんですけど、それしかいたし方がないということも理解はしているんですけども、この張りつけたことに対して、どれぐらいそれを、アクセスしてる人がいるのかというようなことがわかれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） こちらにつきましては、10月12日に無償化についてのページを市のほうでつくって上げました。こちらのほうにリンクを張って、内閣府ですね、内閣府のほうのページに張ってあるんですが、この市のホームページのアクセスについては、10月12日以降、1,000件程度のアクセスがあったという状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） やはり皆さん気にしてますし、もちろんそれを見るだけでも、あらかたのことは理解をしてるでしょうし、私もそれを見てるぐらいのことでしかわからないかなと思っているので、それだけで十分という部分もありますけれども、今言ったような2人目、3人目、どうなるのみたいな、バス代はどうなるの、給食費はどうなるのみたいな、いわゆる本当に自分だったら、これはどうなるんだろうって思うような質問ってあると思うんですね。今、保育園の入園受け付け等も始まる中で、みんなが思うような疑問についてはよくありますよね、よくある質問みたいなことでQ&Aで出してくれたりすると、さらに丁寧な対応になるのかなというふうに思いますし、特に先ほど言ったような、やまとあけぼのに通ってる子たちも、保育園と両方、行けますよみたいなことは非常に大きな変化でもあると思いますので、ぜひ当市としてのそういうできる取り組みの中で、ホームページで載せていただければ安心が増すかなと思いますので、この辺の工夫も何とぞお願いをしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 今現在は、その内閣府のほうにアクセスするような段取りになってますが、そちらのほうにもまだ確実に決定していないけど、FAQ的なものも載ってございます。今後も東京都、国なりから情報提供を受けた中で、できるだけ的確な情報を素早く伝えられるように、努めてまいりたいと考えてござい

ます。

以上でございます。

- 19番（東口正美君） この幼児教育の無償化は、恐らく少子化対策としてとても有効な対策だと思います。導入に当たっては、担当の方には大変お世話になりますし、細かいところまでやっていただかなければいけないので、本当に御苦労かけますけれども、どうかスムーズに皆様が安心してこの制度を利用できるようにお取り組みをいただきたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

2番目は終了いたします。

- 議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時49分 開議

- 議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 19番（東口正美君） それでは、3番目の生活困窮者自立支援法等の改正について伺います。

まず1番として、この大学進学についてでございますけれども、新たに進学準備給付金制度ができて、当市でも4の方がさかのぼって受けることができたというふうに御答弁をいただきましたけれども、そもそもこの生活保護世帯の大学進学は、一般的には普通の方たちよりも進学率が低いというふうにされておりますけれども、これはどのような理由によるものでしょうか。

- 生活福祉課長（川田貴之君） 生活保護の方の大学進学率が低い理由でございますけれども、進学に伴う入学金や授業料など、経済的な負担の問題や学力の問題が考えられます。

以上でございます。

- 19番（東口正美君） 今まで大学進学に対して、この生活保護費に変化があるので進学しづらいんだという相談を私たちは受けてきたんですけども、この点が少し今回改正されたと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

- 生活福祉課長（川田貴之君） 貧困の連鎖を断ち切るという目的が、今回の制度改正の1つでございます。大学等、進学に伴いまして、自宅から通学する場合は10万円、自宅外から通学する場合は30万円という制度も創立されましたので、またそれとは別に、住宅扶助の関係でございますけれども、これまで住宅扶助の限度額については、3人世帯の例で御説明させていただきますと、平成29年度までは進学前は住宅扶助の上限額が、3人世帯の場合、上限額6万9,800円でございます。それが進学によりますと、2人世帯の上限額の6万4,000円が適用されて、5,800円が減額されておりました。平成30年度からは、この住宅扶助については、進学後も引き続き3人世帯の上限額、6万9,800円が適用されて、減額がなくなったところでございます。

以上でございます。

- 19番（東口正美君） つまり、これは進学をするという時点で、世帯分離をしなきゃいけないということに伴って、3人世帯が2人世帯になってしまったので、居住の住宅扶助費が減額されてしまうという制度だったところが、これが同居してるということであれば、そこは切りませんよという制度に変わったという理解でよろしいでしょうか。

- 生活福祉課長（川田貴之君） 住宅扶助につきましては、新しい制度によって減額がなくなったというものになりました。

以上でございます。

○19番（東口正美君） これは本当に私たち地方議員が多く受けてきた相談を、広く解決してくれる画期的な改正だなというふうに思っております。やはりこのことで、やはり生活の基盤である住居費が変わってしまうということで、なかなかこの進学することへの足かせになってたということで、ここの改正、非常に大きいなというふうに思ってますので、またこのことも、当然進学を目指してる子たちにとっては情報が伝わるかもしれませんが、そうじゃなくて、無理なんだって思っちゃってるような方たちに対しても、いやいや、こういうふうに住宅費も切られなくなったし、進学についても準備金ができるようになったよということを、ぜひ広くお知らせいただいて、やはりこの貧困の連鎖を断ち切る、また一人一人の人生を開くということにおいて、教育を受けるということ以上の価値があるものはないので、ともかく1人でも多く進学ができるように、今後とも丁寧に説明をしていただければというふうに思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、2番の支援会議について行かせていただきます。

今も当市の、先ほども触れましたけれども、この自立支援を行っていただいているそえるの方たちは、非常に丁寧な取り組みをしていただいておりますし、東大和市も生活福祉課を中心にいろんなところで連携をしながら手を差し伸べていただいているとは思ってるんですけども、改めてこの支援会議が今回の改正にきちんと載ることによって、今までとどういう取り組みが、より進んでいくのかということを教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 新たな支援会議によりまして、これまで本人同意がない場合には、関係機関での情報共有ができなかったような事例が、本人同意がなくても守秘義務をかけることで情報共有ができるようになるものでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。ここが、すごく大事なところだなというふうに思います。

ちょっとケースは違いますけど、児童虐待のこととかでも、この連携がうまくいかなかったということで、大事に及んでしまうようなケースを、きちんと守秘義務を守る市役所の職員の中で情報が共有されて、本人たちの訴えがなくても、あらかじめ手を差し伸べることができるということは、非常に大きな変化ではないかというふうに思っておりますので、引き続き丁寧なお取り組みをしていただきたいと思います。この支援会議、ちょっと先ほどの答弁ですと、この調整会議みたいところで民生委員さんとか商工会さんとか、高齢者のほっと支援センターの方とかが入っている会議での検討ということでございましたけれども、私の理解ではこの支援会議はより守秘義務がかかるということで、市役所の中の人たちで構成されるのではないかと思うんですけど、この点、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 新たに規定される支援会議につきましては、市役所のみでなく関係機関の担当者レベルで対応するものでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） いずれにしても、お一人お一人の自立が促されるような形で、お取り組みをいただきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、就労準備支援、家計相談支援の一体化の取り組みということでございます。

これは当市では既に行われておりますし、むしろ先進事例として言ってもいいぐらい効果を上げていてはないかと思っておりますけれども、今回、国はさらにこれを推進するために、少し補助率がアップされたりをしておりますが、他市では恐らくこれが分離して行われていたと思うんですけども、そうしますと当市がこれを一

体的に取り組んできたことで、効果が非常に上がってるということ、事例じゃなくてもいいんですけど、こんなふうにこれは取り組んできて、効果が上がってますよということを教えていただければと思います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 当市におきましては、平成26年度に生活困窮者自立支援法に関する国のモデル事業といたしまして、東大和市くらし・しごと応援センター そえるを設置したときから、生活困窮者自立相談支援事業とともに、就労準備支援事業、家計相談支援事業がそれぞれ連続的、相互補完的に実施される一体的な仕組みを構築しております。初めの自立相談支援事業の段階で、就労準備が必要な方は就労準備の担当に、家計相談が必要な方は家計相談の担当に、連続的につなぐ体制をとっているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そういう意味では、モデル事業をいち早く取り組んでいただいて、大変に私もそえるの皆様には常日ごろお世話になっておりますので、さらにお取り組み、よろしく願いいたします。

続きまして、4番目、社会的孤立が支援の対象となったということですが、このところがどういふふうにきちんと理解をしていくのかということかなというふうに思っているんですけども、この会派の中でもひきこもりの問題等、質問をさせていただきましたけれども、なかなかどこが担当部署なのか、またどういふことが市の行政の中で行われるのかというのが、今ひとつはつきりしなかったのは、法律的に社会的な孤立は支援の対象になるというようなことが、今までなかったのではないかとこのように理解をしてるんですけども、この法律に社会的な孤立が支援の対象になったということは、今までできなかったけれども、こういうことが行政としてできるようになったということを御説明いただければと思います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 法改正によりまして、生活困窮者の定義が、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情によって現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものとなりました。地域社会との関係性につきましては、地域社会からの孤立の視点も含めて、地域社会との関係性の希薄化を意味するものとされております。生活困窮者の定義に、地域社会との関係性など、経済的な困窮に至る背景事情が明示されたことによりまして、早期的、予防的な観点から支援を含め、生活困窮者への適切かつ効果的な支援の展開につなげていく趣旨とされております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

ひきこもりにつきましては、8050というようなことも言われております。これは80代の親の年金で50代の方が、いわゆる就労もしていない、さまざまな社会的な契約もされていないような中で、生活が成り立っている方たちがおられると思います。今はそれでも親世代を通して、何とか社会と薄くつながっていますけれども、この80代の親御さんたちが亡くなってしまったときに、全く社会と縁をしていなかったという方たちがいるんだということが言われております。こういう問題も、やはり社会的孤立ということを対象にすることで、取り組みができるようになったと理解をするんですけども、このことが今回の法律改正によって、またこれから当市で今後どのようなことを、このような問題に対して考えているのかということが、今あればお聞かせください。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました8050の問題、これは当市だけのみならず、全国的な問題であるというふうには考えております。特に80歳代の高齢者の方々の年金で生活してございますので、不幸にもその方がお亡くなりになると、もう経済的にすぐに困窮してしまうという状況もございまして、そのようなことから、今回の生活困窮者の定義も明文化されてきておりますので、そういったところも含めまして、

そえるにおきましては第2のセーフティネットということで、そういった機能も十分に果たしていく必要がありと、このようには考えております。

ただ、この辺の内容を、それぞれの関係機関等も含めまして、御認識をいただくようなことも含めまして、先ほど課長からお話がございました会議等で周知を図るということで、来月にはそのような会議で情報提供も含めて実施をしていきたいというふうには考えております。こういったことも含めまして、そえるにおきましてはさまざま、断らない支援ということで、相談など実施させていただいておりますので、今後この辺を十分に発揮をしていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

80代の方たちの相談、ほっと支援センターが受けてくれていて、薄らとそういう問題も見えてたりもします。また、当のお父さん、お母さんたちも心配をしながら、でもどうしたらいいんだろうかということも思っている人たちに、こういうことも行政で相談に乗りますよというようなことが広くわかってくると、相談につながりやすくなるのかなと思いますので、ぜひこの法律が変わったことで、どういうインフォメーションをして、どういう連携をとれば、いわゆる最初の問題、セーフティネットとしての機能が果たせるのかということ、ぜひ今後とも、きっとやってくださると思っているんですけど、取り組んでいただければというふうに思っております。

それで、今回ちょっと触れなかったんですけど、今回の法改正で、1つ、生活保護の方の医療扶助に後進薬のジェネリック使用が原則化されたというふうなことも改正にありまして、この辺もすごくどうなったのかということと、あとこの2015年度からモデル事業として、この取り組みをいち早く当市では取り組んでいただいたんですけども、このことが今、市の中でどのような効果を生んでいるのか、お聞かせいただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからお話がありました生活保護のジェネリックの関係でございますけれども、まず生活保護の状況としましては、近年の雇用状況など、こちらの改善の状況から、世帯数はほぼ横ばいから若干微減という状況が当市においては見られます。しかしながら、高齢者世帯が多いということから、今回補正等で増額補正をさせていただいたりもしておりますけれども、医療費ですとか介護費は増加の傾向が見られてございます。医療費の削減につきましては、昨年11月に医療費通知、またはジェネリック差額通知ということで、こちらを医師会、歯科医師会、薬剤師会等、御理解をいただきながら実施をしてきておりまして、このジェネリックの医薬品につきましては、昨年度の使用割合が81%を超えてございます。国においては、80%以上というふうなことも言われておりますけれども、この81%が都内第1位ということで高い評価を得てございます。こういったことで、医療費の適正を図りながら、扶助費の削減にも努めてまいりたいというふうに考えております。

また、そえるの運営に関しましても、特に自立相談支援事業の新規相談件数が、プランの作成件数が都内でもトップレベルというところで、ことしになりまして、この秋ですね、厚生労働省が先ほどのジェネリック医薬品も含めて、こういったところで当市に視察に見えてございます。先駆的な動きをしているということで、当市の状況を他の自治体にもということがお話の趣旨でございましたけれども、そういったことも含めまして、そえるにおきましても大変頑張っていたというふうな我々も認識はしてございます。こういったところから、総体的にも生活保護の受給状況も微減の状況でもございますけれども、引き続きこういった制度改正も含

めまして、十分に取り組むことによって当市において適切な対応をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。本当に頑張っていたらというのを実感しております。また、都内1位ということが、子育てだけではなくて、また1つふえたなというふうに思いますし、またこのジェネリックの促進については、国保を含め医師会の先生方、そして薬剤師の先生方の深い理解があるということで、レセプト点検などもいち早くやっていただいた市としての総体的な取り組みが、こういう結果につながっているのではないかとこのように思っておりますので、この辺もぜひPRしていただいて、魅力に近づけていただければと思いますし、本当にそえるの皆様、頑張っていたらと思いますので、いつもちょっとお部屋が狭いかなというのが気になっていて、ぜひこの辺も御考慮をいただければと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

3番を終わらせていただきます。

次に、道路の空洞化調査と市道1号線のことについて行わせていただきます。

私も1号線の空洞化は、空洞化になってるところに穴をあけて、カメラを入れて、実際に空洞化になってるのかどうなのかというところを確認するところを、現場を見せていただいて、埋める作業とかは見えてないんですけども、そういうことがこの空洞化調査と、その掘削した状況でカメラを入れるということでもわかるんだということを理解しまして、殊のほかその穴が大きかったので、早く埋めてもらってよかったなと思う一方で、その穴が大きくあいてたところって、いつも皆様から歩道の段差がひどいとか、いろいろ御指摘を受ける場所だったので、どうせだったら一体的に少し、少しでも何かよくなるのかなというふうに思いまして、ちょっと関係があるような、ないような質問になってしまったんですけども、この質問に至りました。

それで、空洞化調査の有効性というのは、これで実証をされたと思うんですが、今後、今のところは道路管理者がやったほうがいいのか、それとも占有物をやったところがいいのかというようなこともあるので、具体的に計画はないということだったんですけど、ちなみにこの空洞化調査、今回は恐らくお試して空洞化調査をさせていただいているというふうに理解してるんですけど、実際に費用を市が払って、この空洞化調査しようと思ったら幾らぐらいお金がかかるんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この空洞化調査でございますが、市が実際に行うということになりましたら、20キロの調査で500万円程度の調査費用を要するという試算が出てございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 20キロ、500万というのは、いわゆるこのレントゲンをかけるように電波で空洞化を見るだけの調査なのか、そのデータをとったところで、実際この掘削をして、点検をするところまで含まれての20キロ500万なのかということが聞きたいのと、20キロじゃなくて、じゃこれ例えば1キロごとに設定してやったときには、いわゆる20分の1の金額でできるのかどうか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 20キロと申し上げましたのは、探知装置を設置した車両が、路面上を通行することで路面下の空洞を探知するというので、その調査が20キロで500万円程度かかるということでございます。それを短く1キロ、または2キロとか、短くするということは、やはり割高になるのではないかなというふうに考えてございますが、走行させるのである程度の距離を実施していかないと、その効果というのは小さいのではないかなというふうに考えます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

というのは、次の1号線の補修の今までの状況を御答弁いただきましたけれども、20年度、21年度かけて東大和市駅前から、一応、けやき通りまでの路面をきれいにしていただいて、その後、25年度から4年間かけてけやき通りからその先の部分を歩道の拡幅をしていただいて、路面を上げていただいて整備をしていただきました。後からやったほうの整備は、非常に皆様から御好評で、歩道が広がったことと段差が解消されたことで、今までいただいていた御要望がかなったということで非常に喜ばれているんですね。20年と25年なんです。5年間ぐらいしか変わらないのに、この1号線の道路保全のやり方が変わってるというのはどうしてなのかというふうに思うんです。

というのは、駅前からけやき通りまで、逆を言うとけやき通りのところから駅前通りまで、本当に歩道の段差が大きくて歩道が狭いということで、たくさん御意見をいただいていたんですけど、今まではまだ路面がきれいだから、まだまだこの全面改修はできませんよって言われていたんですけど、例えばこの空洞化調査をして、今回穴があったみたいなことがあったときに、路面はきれいかもしれないけど、実は路面下は問題があったというようにこととかを考えると、この20キロはやれないけど、例えばその1号線に限らず、この路面だけじゃなくて、下のことも補修、改良工事をしていただく順番を変えるのに関係してくるのかなというようなことも思いまして、関連しての質問になったんですけども、今回は穴を埋めてしまったのでそれは関係ないとして、けやき通りから駅前までの歩道拡幅はぜひとも早くやっていただきたいというふうに思っています。

ただ、雨水の関係性とかもありますので、なかなかここが難しいとは思ってはいるんですけども、いち早く何とかこの1号線の歩道が安全に通れるようにしていただきたいという、ほぼ要望なんですけれども、ここについての今の市の見解をもう一度教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） この1号線でございますが、1号線の前に平成14年度から車道の舗装補修工事を中心にやってきてございました。その関係で、1号線についても車道の舗装の劣化が激しくて振動が多いということで、その沿線の方からも苦情がかなり入ってて、そのときには車道を中心に整備をしてまいりました。それで、三小の前のところは歩道の拡幅をしてくださいという声はかなり多くございまして、そこから歩道の拡幅をしてございました。

今後につきましてでございますが、東大和市駅前から市道3号線、けやき通りまでのおよそ970メートルでございますが、こちらについて歩道の拡幅とバリアフリー化の整備が必要であると考えてございます。現在の歩道は、旧設計基準で整備されてございまして、歩車道境界ブロックの高さが、現在15センチのところ20センチとなっております。バリアフリー化を行うためには、15センチの高さに改良することが必要でございまして、その整備を行うと車道の高さを5センチ高く上げる必要がございまして、平成20年度から21年度で車道舗装補修工事を実施しておりますが、車道舗装の劣化はまだ見られていないことから、実施にはまだ早いかなということ考えてございます。

また、道路整備を行う際には、東大和市駅前交差点寄りの道路冠水箇所の浸水対策についても同時に検討する必要がありますが、現在検討中でございます。さらには、東京都と立川市、武蔵村山市、東大和市の3市で協議しております広域雨水幹線の進捗状況も注意する必要がありますが、どの時点で道路改良の整備を行ったほうがよいか、適切な時期にできるよう状況を注視しているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 事情はとてもよくわかりました。その上で、今回、穴を埋めたところの薬局の前の歩道の段差が大きいことと、この車の出入りのために切り下げているところとの関係で、何度かあそこで事故が起きておりますので、そこだけでも改良するという事は、今後可能かどうかお聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 部分的な補修ということになるかと思いますが、現地の状況を見まして補修が必要と判断すれば行いたいと思いますが、ちょっと現地の状況を見て判断したいということで考えてございます。以上でございます。

○19番（東口正美君） 何とぞよろしく願いいたします。

以上で、4番目を終了いたします。

最後に、通学時の重過ぎる荷物についてということで、これはいわゆる置き勉って言われてる、古くて新しい問題というふうに言われてますけれども、置き勉というのは、置いていくという字に勉強の勉って言ってます。通常、今までは置き勉と言われる学習用具を学校に置いていくということは、どのように取り扱われていたんでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） これまで通学時の重さを軽減する対応として、さまざま行ってきておりますけれども、その中でいわゆる置き勉と言われるものにつきましては、例えば指定した教科書や教材等を机の中などに置いて帰ることを認めたりとか、または特別教室で使用する学習用具を所定の位置に置くことができるようにしたり、そういった対応を学校が行っていると、配慮して行っているという取り組みがございます。以上でございます。

○19番（東口正美君） 今までそういう取り組みがされていたら、この問題が起きなかったのではないかと、私は自分の子育てのときも思ってたんですけど、基本的には教科書は持って帰るという扱いになってたような気がするんですけど、その辺は認識が違うのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） さまざま学校で従来から配慮して取り組んでいたということではございました。しかし、それでもやはり通学時の荷物が重いという声が、今年度も多く学校のほうに寄せられたというふうに向っております。小学校では1校、中学校では3校ですね、計4校において保護者からの要望があり、新たに取り組んだ学校がございます。そういった形で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○19番（東口正美君） この話を聞いて、皆様、どういうふうにお考えかわからないんですけど、テレビのCMを見ると、ランドセルはどんどん大きくなっていくみたい、たくさん入りますみたいなことがあって、そういうことも含めると、やっぱり持っていく量が多くなってんだなという印象があったので、やはりそういうお声があったということで、やはり基本的には持って行って、持って帰ってくるということなのかなと思ってんですけど、じゃ、今そういう保護者からのお声を受けた学校では、その後、具体的に何か取り組んでいることがあったら教えてください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今年度に保護者からの要望等を受けて、新たな取り組みを行った学校は4校でございます。新たな対応としましては、例えば新たに置いてよいものを指定したり、生徒の自己管理で置くものを決められるようにしたり、また置き勉可能物一覧という一覧表を配布して、教科及び学年ごとに学校に置いてよいものを具体的に示したり、そういった取り組みを行っているというふうに聞いております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なので、4校ということなので、ほかの学校もどうなっているのかなというふうにお

っていますし、市全体でとか、取り決めるのは学習の先生方のスタイルもありますでしょうから、決して一律ということではないですけど、やはりこここのところを問題として、文科省からも注意してくださいねということが言われているので、何とか本市としてもそれぞれ取り組みをしてもらいたいなというふうに思っています。

本来であれば、私は教科書自体が、素材を研究するとかで軽量化されていったりとか、そういうことに取り組んでいかなきゃいけない時期に入ったのではないかなと思いますし、ここからペーパーレスということがどれぐらい進んでいくのかというのはわからないんですけども、そうは言っても現在、健康被害が及ぶということを言われているということ、やはり学校現場の先生方に認識をしていただいて、きちんと全校でこの問題に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 都教育委員会の対応としましても、国の通知が示す学校における具体的な工夫例等を参考にしつつ、児童・生徒の荷物に係る配慮についての考え方を学校にしっかりと周知して、働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私自身も自分の子の荷物を玄関に置かれると、持ち上がらないという経験をしながら子育てをしてきましたので、恐らく、ああ、やっぱりそうだなというふうに思うことはたくさんあると思いますので、そうは言うけど、真面目な子ほど、やっぱり全部持って帰らなきゃっていうふうに頑張ってる子たちもいると思いますので、どうかそこをいち早くお取り組みをいただいて、楽しい学校生活が送れるように、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田 貢 君

○議長（押本 修君） 次に、7番、関田 貢議員を指名いたします。

[7 番 関田 貢君 登壇]

○7番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会7番、関田 貢です。平成30年第4回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、1として道路整備の促進についてお伺いいたします。

根幹的な都市施設である道路には、交通機能のほかに防災機能、環境機能、情報伝達機能なども付加され、都市の骨格を形成する重要な役割も備えています。地域の住環境の向上を図るためには、道路の機能的分担を明確にし、その地域の土地利用等の整合性を図っていく必要があります。そこで、市内の道路の機能に応じて分類し、段階的な構成に基づく役割に沿った整備を進めますと言われております。

そこで、何点かについてお伺いいたします。

①として、都市計画道路の幹線道路9路線について、整備状況（平成28年4月5日現在）は、東京都と市の施行で70.5%になってきているが、施行途中の幹線街路5路線における整備状況を、着工から一部完成の期間はそれぞれ何年かかっているかお伺いいたします。

②として、平成27年4月1日現在、市道路線数1,250路線、延長21万2,595メートル、面積125万7,302平方メートルで、舗装率86.8%になってきている現状についてお伺いいたします。

アとして、過去10年間と比較した延長・面積について。

イとして、市道路線の改修事業の計画について。

ウとして、赤道整備の現状について。

aとして、赤道の売却される手続についてお伺いします。

bとして、売却件数について。

エとして、狹隘認定道路（建築基準法第42条第2項）の整備についてお伺いいたします。

aとして、拡幅事業について。

オとして、道路角切事業の促進についてお伺いします。

2として、市道第1号線の近隣商業地域についてお伺いいたします。

①として、街路灯（装飾灯）の管理指導についてお伺いします。

②水害対策について。

③として、車道と歩道の改修工事についてをお伺いします。

次に、3として環境問題については、①として東大和市駅前の街路樹にムクドリが大群となって夕方より集まってきて、ふん害や悪臭の問題等で市民が困っております。平成26年9月議会で対策をお願いして、今日、6月25日、26日とムクドリ対策を実施されました。自分も26日に実施の様子を見させていただきました。実施の効果についてどのように分析されておりますか、お伺いいたします。

②東大和市駅前広場の街路樹をなくし、この機会に駅前広場を見直してはどうか、お伺いいたします。

4番として、雨水対策について。

集中豪雨、雨水時には、道路冠水が発生する地域があるため、雨水流出の抑制等を推進することにより、住宅市街地での浸水被害の防止に努めます。また、浸水被害や土砂災害等の発生が危惧される地域については、適切な情報提供を行うことにより、避難、誘導等、十分な安全対策を講じますと発表されております。

何点かについてお伺いいたします。

①として、市内の状況の分析と対策について伺う。

②現在、進められている東京都の50ミリ対策の改修工事における空堀川、奈良橋川の完成時期について伺います。

③として、雨水浸透施設実施設計委託や雨水浸透施設設置工事17カ所の実施効果について伺います。

以上、質問をさせていただきました。再質問につきましては、自席よりいたしますので、よろしくお伺いいたします。

〔7 番 関田 貢君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、施行途中の幹線街路5路線の整備状況についてであります。東京都施行の路線としまして、立3・3・30号立川東大和線の整備率は78.2%、立3・2・4号新青梅街道線につきましては80.9%となっております。

次に、市施行の路線であります。立3・4・17号桜街道線の整備率は57.1%、立3・4・26号東大和清水線につきましては53.4%、立3・5・20号東大和武蔵村山線につきましては23%となっております。

次に、過去10年間と比較した市道路線の延長・面積についてであります。平成21年度から平成30年度までの市道路線の延長につきましては、市道の認定や廃道等を行ってきた結果、平成21年度から1,625メートルの増となっております。面積につきましても、同様に3万4,990平方メートルの増となっております。

次に、市道路線改修の事業計画についてであります。平成14年度から幹線道路の舗装補修工事を実施してまいりましたが、平成25年度からは歩道の拡幅と車道の舗装による道路改良工事を順次実施しております。今後も引き続き舗装補修、道路改良工事が必要となる路線について実施していく計画であります。また、生活道路につきましても、排水施設の未整備路線や舗装の劣化状況の著しい路線について、優先順位を検討した中で順次実施していく考えであります。

次に、赤道の売却の手続についてであります。赤道は明治の時代から公図上で地番が記載されていない国有地の道路でありましたが、平成14年度に国有財産特別措置法の規定に基づき、市に一括譲与されました。市道の払い下げにつきましては、行きどまりの赤道である市道の払い下げがほぼ全てであり、当該市道に接する地権者の方からの市道の払い下げ申請書の提出により、一般交通の用に供しなく、市道としての存置の必要がないなど、東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱に合致する場合に払い下げの手続を行っております。

次に、赤道の売却件数であります。平成11年度から平成30年度現在の20年間におきまして、赤道である市道の市道23路線を隣接土地所有者に払い下げを行っております。

次に、狭隘道路の拡幅事業についてであります。建築基準法第42条第2項の規定の対象となる狭隘道路につきましては、東大和市狭あい道路整備規定に基づき、道路中心線から2メートルまでの土地の寄附を受け、L型溝などの排水施設等の道路整備が必要と判断した箇所について整備を実施しております。

次に、道路角切事業についてであります。道路角切買収事業につきましては、昭和50年代から平成15年度ごろまで積極的に用地買収を行い、その後は都市計画道路と市道の交差部の角切買収を実施してまいりました。平成28年度、29年度の2カ年は実施に至りませんでした。平成30年度において市内の道路交差部の再調査を行ったり、今後、交差部の見通しを必要とする部分の角切を順次用地買収し、整備していく考えであります。

次に、市道1号線の装飾灯についてであります。昭和62年度から平成元年までにかけて設置されました市道第1号線の装飾灯は、当時、周辺の商店街が自己の所有物として市の道路占用許可を受けて設置したものであります。しかし、現在は当該商店街の活動はなくなり、装飾灯を管理する者もいなくなっている状況であります。今後につきましては、当時の商店街会員の方と、今後の対策について話し合いを行い、装飾灯の処理について協議してまいりたいと考えております。

次に、水害対策についてであります。市道第1号線の東大和市駅前交差点東の浸水対策としまして、昭和61年度から平成18年度までの期間で雨水浸透井を4基設置し、平成30年度に既設の雨水集水ます15カ所の浸透化工事を実施してまいりました。また、市道第1号線の下流域の排水管である仲原排水管の堆積した土砂等の清掃や、その他、排水管や雨水集水ますの清掃を実施し、浸水被害の軽減に努めております。今後も引き続き浸水被害の軽減のため、さまざまな対策を実施していく考えであります。

次に、車道と歩道の改修工事についてであります。市道第1号線の東大和市駅前交差点から、市道第3号線けやき通りまでの区間につきましては、歩道幅員が狭く、道路構造が現在の道路設計基準に合致していないことから、歩道拡幅が必要な路線であると考えております。今後、車道舗装の劣化の進行や浸水対策の検討の状況を踏まえて、適切な時期に事業化していく必要があると考えております。

次に、東大和市駅前の街路樹のムクドリ対策についてであります。現在、毎年6月に定期的に音声や竹ざおを利用したムクドリを追い払うための対策を実施しているところであります。しかし、現状の方策では、一時的には退去するものの、毎年、戻ってきてしまうのが実情であります。

次に、東大和市駅前前の街路樹をなくし、駅前広場を見直すことについてであります。駅前広場の街路樹につきましても、貴重な緑として市民に親しまれておりますが、その一方で高木になっていることから、維持管理費のほか台風等の被害対応に多額の費用を要する課題もあります。駅前広場の見直しにつきましては、将来像を考える中で研究してまいりたいと考えております。

次に、雨水対策についてであります。近年の突発的集中豪雨等により、南街、向原、新堀等の地形の低い地域の道路で道路冠水が発生しております。その要因としまして、都市化の進展に伴う浸透地域の減少により、雨水流出ケースが増加したことや、地球温暖化やヒートアイランド現象の影響によるところが大きいと推察しております。引き続き雨水浸透施設の設置や道路、排水管、雨水集水ますの清掃を実施していくとともに、雨水貯留施設の整備等、浸水被害が解消できるような対策についても検討してまいりたいと考えております。

次に、空堀川、奈良橋川の完成時期についてであります。空堀川及び奈良橋川の改修工事につきまして実施しております東京都に確認したところ、完成時期につきましては、空堀川、奈良橋川、ともに市内全体の完了時期を示すことは困難であるとの回答でありました。

次に、雨水浸透施設の実施設及び設置工事の効果についてであります。雨水浸透施設実施設計委託は工事を実施する上で必要な設計業務を業者委託しているものであります。下水道の技術を持つ民間業者に発注することにより、適切な設計に仕上げることができ、有効であると認識しております。平成29年度に既設の雨水集水ます17カ所の浸透化を実施しました。雨水浸透施設設置工事についてであります。1カ所の浸透量は1時間当たり1.35立方メートルという少ない量であります。数多く設置することによりまして、過去に設置した雨水浸透井と同様の効果があると認識しております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○7番（関田 貢君） どうもありがとうございました。

今回、この都市計画道路を私は取り上げて、今日、当市の都市計画道路は70.5%という、そのスピード感が、非常にこれ時間かかっている工事ということで、私、過去で、平成9年度の6月議会で質問したときには55%で、そこから今日の計算してみても19年間で15.5%きや伸びてないんです。だから、これを進めるためには、市民の協力なくして進まないんです。ですから、進めるためには、僕は過去にこの都市計画道路を市民にPRする。この進んでない地域に都市計画道路は、こういうところ、こういうところに引かれます、計画があります、そしてそういう計画に対して市民の目線に届く広告を示して、協力を仰ぐということを過去に、僕は都市計画の促進について、そういうPR方法があるんじゃないかと。

そして、もう一つは、僕は開発公社を当市は本当に使っていない。昔はさんざん使ってたんですよ、何代前かの市長さんの時代は。これをその当時の質問で、80億の開発公社の借金はできるんだという答弁もいただきました。その当時の助役さんからね。そういうようなことを考えると、都市計画道路は先行取得ということは過去に言われました。だけれど、その先行取得を、私は言いたいのは、どこでもいい先行取得は何の目的で使ってるかわからない。お金がないんだから、私は現在、東京都が昭和36年に都市計画道路を、線を引いたとこの計画内の遺産相続が発生した場合は先行取得をしてほしい、そういうことを過去にも言ってきたけれど、そういう問題を今回も僕はこの促進を70.5%、時間かかるんだ、金がないんだと言うけれど、そのときそのときの地主さんに、昭和36年のとき、私が58年に議員にならしていただきましたから、私はその当時から都市計画道路の促進するためには目的のない先行取得は要しないと。都市計画道路が敷かれてるところの先行取得は、遺

産相続が発生したときには即時、開発公社を利用して買っておくべきだということを提案した。今日、まさにそういう問題のあれが実行されてないから時間がかかっている。私はそういうふうに思っていますが、どうですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画道路の計画線等の住民への周知ということで、最初に御質問いただいております。確かに議員さんおっしゃるように、都市計画道路の整備促進するためには、地域住民の皆様の御理解、御協力というのは欠かせないものだと思っております。市では、都市計画道路の事業化の際には、周辺の皆様へ説明会などを通じて事業の理解を得るべく努力しているところでございます。また、事業化前の路線につきましても、都市計画道路の位置や整備状況など、周知していくというのは非常に重要なことだというふうに思っております。隣の小平市さんのほうでは、都市計画道路の整備状況、こういったものを反映した図面なんかをホームページで載せて、PRなどしておりますので、今後そういったような取り組みも参考にしながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、あと公社の関係のお話が出ました。土地開発公社の役割の1つというのは、近い将来に自治体が必要とする土地を、自治体にかわり取得することにあるというふうに思っております。市のほうでは、財源確保のため国庫補助を使いながら用地買収というのをしておりますけれど、国庫補助を入れられるものは、認可を取得した事業中の路線に限られているというような状況もございます。そこで、現状では3・5・20号線などの用地につきましても、公社を活用して用地買収というのを何件かしておりますけど、すぐにその後、買い戻して、国庫補助を入れて買い戻すような、そういう場合について今行っているのが現状でございます。議員さんおっしゃるように、相続発生したときのことなども、やっぱり今後は課題かなというふうに思っております。

以上です。

○7番（関田 貢君） 今、私が提案した、そういう事業が大事なことなんです。相続が発生したとき、その相続を、都市計画道路が敷かれてるところは、これから残ってる土地を約30%、もう30%切りましたけれど、清水、狭山地区、そして蔵敷、芋窪地区が非常に多いんです。残ってる30%の中では、しかし、そういうところの道路について市民説明会したときに、今国庫補助をもらってからやるという、上からの目線で国が補助をつけた、都が補助をつけた、そしてやるんだというふうに、どっちかといえば頭から言う市民協力ですよ。それは絶対だめですよ、そんなことは。国庫補助がついたらやりますなんていう、あれ市民説明、全くないんですよ。

だから、私はそういう市民説明はもっともっと広報で、都市計画道路を促進するためにはお金がかかる。しかし、市民の私有財産の土地の所有権をさわるんで、所有権の持ち主にもっと早くPRをし、そしてそういうことのPRを、こういう時期だったら私は協力できるというように、市民と協働、協働と最近流行語のようになっている。市民協働するんであれば、そういう都市計画道路の線の中で遺産相続が発生した場合は、開発公社を使って買うんだという明示をきちっと市民にPRすべきですよ。そうすれば、市民だって自分の土地で、ああ親父が危ない、でもうちは都市計画道路、通ってる。ここを、じゃ代替地をしないで、ここの土地を協力しようとか、そういうのは国庫補助をもらってからとか、東京都の補助金もらってからって計画を立てるから、こういうふうに土地買収を今度いざやると計画どおり上がったことない。みんな計画が延期、延期、もう二、三回するのは当たり前。今度の桜街道なんか、もう国庫補助が切られたら、もう終わりです。そしてようやく桜街道も今回説明があるように復帰した。そういうふうに国庫補助ありきのことで、地域の住民だって協力する、遺産相続が発生する、そういうときに私が言ったように、開発公社で先行取得でそういうのを買うという

ことがあるが、それも補助を使ってだなんて言わないで、前は開発公社は80億まで買いだめができるんだと、そういう時代もあったんですよ。ですから、もっと開発公社は使うべきなんですよ。

開発公社は、そういう土地の目的じゃなくて、そういうふうにして市が将来必要だということが明確にわかったものは、開発公社でお金を、お金がないんじゃない、開発公社、使ってって、幾ら買ってたら、開発公社が50億買ったら、これで市民が、ちゃんと聞けばいいんですよ、市民に。この50億を開発公社で、これだけの土地を買って、開発公社でこれだけかかっている。ほかの施策はちょっと我慢してくださいとか、そういうのを明確に一つ一つの積み重ねを市民に知らせるといこと、市民に協力してもらうための施策を市が発表してないんですよ、都市計画道路について。ですから、私がそういう……市報に、あるいはそういう先行取得する場合のことも、開発公社を生かした都市計画線の引かれたところの相続が発生した場合は、市が率先して先行取得で買いますよとか、そういうPRを実行していただきたいんですが、どうですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 御指摘のとおり都市計画道路のPR、非常に大事だと思っておりますので、それにつきましては方法を今後検討していきたいと思っています。

それから、都市計画線にかかっている相続が発生した土地というのは、さまざまな御事情があると思いますので、そういった御事情を踏まえながらどのような相談が乗れるのか、今後ちょっと検討していきたいと思っています。

以上です。

○7番（関田 貢君） 今、総論でお願いしました。そういう研究をして市民に、私有財産の協力ですから、私は開発公社を利用した、そして都市計画道路の引かれた土地についての遺産相続が発生した土地は、先行取得で買うということを実現してほしいと、それは要望しておきます。

それでは、各路線について確認をして、進めていただきたいと思いますので。

新青梅街道の立川3・2・4号線の新青梅街道については、この上北台から村山のところが、道路30メートルの拡幅工事が始まりました。これは私は将来に向かっては、道路30メートルの拡幅がモノレールの促進につながればよいなと思ってます。ぜひ、東大和も早急に、この東京都事業ですから、市も協力して促進を図っていただきたい。これが1つね。

もう一つ、新青梅街道は、逆に東村山の1,400メートルの歩道拡幅、これは私が、小沢潔が都会議員から国会議員になって、54年のときに奈良橋の庚申塚から、これナイトハイクと言ったかな、新宿のほうから青梅まで夜中、歩くと。そのときに、東大和の歩道は狭いというふうに言われたということで、小沢潔がその当時から手がけて、私が議員になってもう36年ですから、約40年間、4年前で小沢潔が言ったことが、40年間もね、これ市の事業じゃないですよ。東京都施行でできる、市が一銭もお金がかからないんですよ、これ。ですから、東京都施行の事業にもっともっと市が本気で促進をかける努力をしていただきたいと思うんですが、どうですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 新青梅街道の狭山とか清水の付近の歩道も含めた幅員のお話でございます。計画幅員としましては18メートルが計画されておまして、車道部分が13メートルで、歩道部分が2.5、2.5の両側ということです。それが現状では、車道のほうは13、ほぼ確保されてるんですけど、歩道のほうが約1メートルということで、大変非常に狭くて、自転車などのすれ違いに本当に苦労するような危険な状態だというふうに認識してございます。

この区間の整備促進につきましては、議員さんのほうからも過去の一般質問でたびたび御指摘を承っております。

まして、必要性、重要性というのは十分に認識してるところでございます。本事業は都市計画道路の第四次事業化計画におきまして、都施行の事業でありますけれども、地元の市といたしましても、機会を捉えて歩道拡幅による歩行者、自転車の安全確保について東京都へ要望してるところでありまして、東京都からは予算までは至っていませんけど、前向きに検討してるといような回答もいただいておりますので、地元の市として今後も引き続き、東京都へ強く要望していきたいと、このように考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） ぜひ、新青梅街道の促進は、モノレールの関係もありますから、芋窪地域を30メートルの拡幅工事、市の担当分ね、それを促進の協力、あるいは今の東村山境までに行く1,040メートルのこの歩道整備の促進は、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして、もう一つ、東京都事業があります。立川大和線の立川3・3・30号線、この道路はまだ青梅街道から、この貯水池、上堰堤のところまでの計画路線で発表されてるだけです。これからこれを事業化にして促進をしていただきたいと思うわけです。ここも、この東大和が、これからのまちづくりで狭山丘陵のことをいつも問題にされる。村山貯水池が四季に通じて非常にいい場所だと、こういうふうに言われてる都市計画道路もそこへ接道を早くして、この東大和の水辺空間に多くの人が来れる環境づくりを、これは東京都事業に促進を依頼して、この整備促進については、この第四次事業化計画の中でも載ってるわけですから、ぜひこの事業は促進してほしいと思います。そして、このときに言われてることは、村山の上堰堤貯水池で堤体強化工事とあわせ整備促進するというふうに言われてます。ですから、堤体工事というのは、いつ始まるかはね、直近になれば早く一緒に進めていただきたいというふうにお願いができますけど、その辺のニュースはどのようになってますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 堤体工事につきましては、もう既に準備工事として始まってございまして、今後、本体の堤体工事を実施していく予定でございまして、平成34年から35年ぐらいまでかかるということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時54分 延会